

第百八十九回国会 衆議院 厚生労働委員会 議 録 第 七 号

平成二十七年四月七日(火曜日)

午前八時二十一分開議

出席委員

委員長 渡辺 博道君

理事 赤枝 恒雄君 理事 後藤 茂之君

理事 高鳥 修一君 理事 とかしきなおみ君

理事 松野 博一君 理事 西村智奈美君

理事 浦野 靖人君 理事 古屋 範子君

大岡 敏孝君 大串 正樹君

鬼木 誠君 加藤 鮎子君

加藤 寛治君 勝沼 栄明君

木村 弥生君 小松 裕君

白須賀貴樹君 新谷 正義君

鈴木 隼人君 田中 英之君

田畑 裕明君 谷川 とむ君

津島 淳君 豊田真由子君

中川 俊直君 中谷 真一君

長尾 敬君 橋本 岳君

比嘉奈津美君 古川 康君

堀内 詔子君 牧原 秀樹君

松本 純君 松本 文明君

三ッ林裕巳君 御法川信英君

村井 英樹君 八木 哲也君

山田 美樹君 阿部 知子君

大西 健介君 岡本 充功君

岸本 周平君 中島 克仁君

長妻 昭君 山井 和則君

足立 康史君 井坂 信彦君

河野 正美君 牧 義夫君

伊佐 進一君 興水 恵一君

角田 秀穂君 高橋千鶴子君

堀内 照文君

厚生労働大臣 塩崎 恭久君
厚生労働副大臣 山本 香苗君

厚生労働大臣政務官 橋本 岳君

厚生労働大臣政務官 高階恵美子君

衆議院庶務部長 鹿村謙太郎君

會計検査院事務総局第二局長 村上 英嗣君

會計検査院事務総局第五局長 平野 善昭君

政府参考人 (金融庁総務企画局審議官) 佐々木清隆君

政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 高野 修一君

政府参考人 (厚生労働省労働基準局長) 岡崎 淳一君

政府参考人 (厚生労働省雇用均等・児童家庭局長) 安藤よし子君

政府参考人 (厚生労働省社会・援護局長) 鈴木 俊彦君

政府参考人 (厚生労働省年金局長) 香取 照幸君

政府参考人 (厚生労働省政策統括官) 石井 淳子君

政府参考人 (中小企業庁事業環境部長) 佐藤 悦緒君

厚生労働委員会専門員 中尾 淳子君

委員の異動 四月七日 大岡 敏孝君 補欠選任 勝沼 栄明君

加藤 鮎子君 鈴木 隼人君

新谷 正義君 中谷 真一君

田畑 裕明君 山田 美樹君

中川 俊直君 津島 淳君

堀内 雄哉君 御法川信英君

丹羽 雄哉君 八木 哲也君

堀内 詔子君 加藤 寛治君

三ッ林裕巳君 岸本 周平君

大西 健介君

同日 足立 康史君 河野 正美君

同日 加藤 寛治君 補欠選任 三ッ林裕巳君

同日 勝沼 栄明君 鬼木 誠君

同日 鈴木 隼人君 古川 康君

同日 津島 淳君 中川 俊直君

同日 中谷 真一君 新谷 正義君

同日 御法川信英君 丹羽 雄哉君

同日 八木 哲也君 堀内 詔子君

同日 山田 美樹君 田畑 裕明君

同日 岸本 周平君 大西 健介君

同日 河野 正美君 足立 康史君

同日 同日 補欠選任 大岡 敏孝君

同日 鬼木 誠君 加藤 鮎子君

同日 古川 康君

四月七日 新たな患者負担増をやめ、窓口負担の大幅軽減を求めることに関する請願(照屋寛徳君紹介)(第六八二号)

同日 岡本充功君紹介(第七一七号)

同日 同(松本剛明君紹介)(第七一八号)

同日 同(緒方林太郎君紹介)(第七二三号)

同日 同(鈴木克昌君紹介)(第七二三号)

同日 同(中根康浩君紹介)(第七五二号)

同日 同(古本伸一郎君紹介)(第七五三三三)

同日 同(大西健介君紹介)(第七七六号)

同日 同(宮本岳志君紹介)(第七七七号)

同日 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員に関する請願(照屋寛徳君紹介)(第六八三三三)

同日 国民年金第一号被保険者の出産育児期間中の保険料免除に関する請願(佐田玄一郎君紹介)(第六八三三三)

六九〇号) 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(小沢鋭仁君紹介)(第六九七号)

同日 同(門博文君紹介)(第六九八号)

同日 同(金子恵美君紹介)(第六九九号)

同日 同(河井克行君紹介)(第七〇〇号)

同日 同(北川知克君紹介)(第七〇一号)

同日 同(熊田裕通君紹介)(第七〇二二)

同日 同(小林史明君紹介)(第七〇三三)

同日 同(佐田玄一郎君紹介)(第七〇四四)

同日 同(齋藤健君紹介)(第七〇五五)

同日 同(斎藤洋明君紹介)(第七〇六六)

同日 同(田野瀬大道君紹介)(第七〇七七)

同日 同(寺田孝君紹介)(第七〇八八)

同日 同(富樫博之君紹介)(第七〇九九)

同日 同(長坂康正君紹介)(第七一〇〇)

同日 同(額賀福志郎君紹介)(第七一一一)

同日 同(野田聖子君紹介)(第七一二二)

同日 同(馳浩君紹介)(第七一三三)

同日 同(松田直久君紹介)(第七一四四)

同日 同(森山裕君紹介)(第七一五五)

同日 同(柚木道義君紹介)(第七一六六)

同日 同(青山周平君紹介)(第七二四四)

同日 同(秋元司君紹介)(第七二五五)

同日 同(穴見陽一君紹介)(第七二六六)

同日 同(池田佳隆君紹介)(第七二七七)

同日 同(岡田克也君紹介)(第七二七八)

同日 同(岸本周平君紹介)(第七二八九)

同日 同(工藤彰三君紹介)(第七三〇〇)

同日 同(河野太郎君紹介)(第七三一一)

同日 同(近藤洋介君紹介)(第七三二二)

同日 同(齊藤鉄夫君紹介)(第七三三三)

同日 同(鈴木淳司君紹介)(第七三三四)

同日 同(高島修一君紹介)(第七三三五)

同日 同(武井俊輔君紹介)(第七三六六)

す。いや、あつちの件じゃなくて、足立さんのことですけれども。

それでは、早速質問に入りたいと思います。

今回の法案は、最近多い、いろいろなものと一緒に入って出されてくる法案の一つということですが、非常に我々、対応に実は苦慮をしております。実際、中身について、この部分は我々は賛成だけれども、ここはどうかなどという部分が、法案の内容が多岐にわたって、一つ一つの判断が分かれてしまふということが最近多々ありますので、その中で一つ一つお聞きをしたいと思います。

まず、労働者健康福祉機構と労働安全衛生総合研究所の統合について、ひとつお伺いをしたいと思います。

これもよくあるパターンなんですけれども、まず統合だけを法案で賛否をしてくれ、認めてくれた後にいろいろと考えるということが最近非常に多いように思います。この統合も、統合した後の計画、中期計画だとかそういう、いろいろ何年か、こうします、ああしますという計画があるものと思ってお聞きをすると、それはまだこれから、統合が決まれば、それを両方の機構の皆さんが集まって、一年かけてその議論をして決めていくんだということなんです。

我々、普通、会社が合併するとか、会社に限らず例えば新しい法人を立ち上げる、社会福祉法人を立ち上げるとなった場合、必ず計画をまず出してくださいて監督官庁に一番やはり言われるんですよ。それがないとその法人の設立も認めてもらえないですし、例えば、資産がどれだけあつて、こういう運営をしていく、人件費、こういう余剰金がちゃんとプールできている、そういうふうな、結構しっかりと見られるわけですね。

そういうのがあつて初めてスタートをしていいですよという許可をもらえるわけですけれども、今回、この統合は、確かに大きな機構同士が、片っ方はむちゃくちゃ大きい機構ですから、今もしっかりとやられているのかなとは思ふんですけれども、やはり、まず合併するならば計画をちゃん

とつくっていただいて、その計画に基づいて、こういうスタンスでこういう事業をやっていく、そういうことがしつかりわからないと、我々もなかなかこの機構の統合についてしつかりとした判断がでないというふうに考えるんですけれども、その点については、厚生労働省の方はどうお考えでしょうか。

○岡崎政府参考人 労働安全衛生総合研究所と労働者健康福祉機構の統合をお願いいたしております。

新法人につきまして、やはり独立行政法人というのは法律に基づいて設置される法人でございますので、何れともあれ、法律で業務の内容その他をしつかり決めていただく、それを前提として事業計画をつくっていくということにならざるを得ないという面がございます。

独法の仕組みの中で、所管の大臣が中期目標を定め、それを踏まえまして、各独法におきまして中期計画をつくってやっていく、こういう仕組みでございます。したがって、中期目標、中期計画は、法律でしつかりと業務の範囲を決めていただいた後でつくらざるを得ないということでございます。

ただ、今回御説明していますように、この両法人の統合によりましては、労働者の方々の疾病につきまして、予防、治療、それから職場復帰の支援、そういったものを総合的に展開するような体制をつくっていききたい、そういうコンセプトと、あるいは、業務内容については法律でしつかり書いていただくということでもありますので、そういうことで御理解いただければというふうに思っております。

○浦野委員 これは細かく我々も、実は大きな統合ですからいろいろと調べていって、中期計画等がないので、ではこれまでどうだったかということとをいろいろ調べました。そこで、ちょっとこれはどうかと思うことがたくさん出てくるわけです。例えば、繰越欠損金が四百億を超えているんです

すね、労働機構の方、大きな方ですけれども、ここに欠損がない法人が統合するわけです。今は大丈夫ですけれども、かつては会社法上も違法なことだったわけですね。それを今回やるということは、やはり避けて通るべきだと思えます。

この四百億の欠損はどういうものできたものなのかということも、書類上ではまいわかりません。さらに、四百億もの欠損が出てくるのであれば、やはり経営責任というのは問われるべきではないかというふうにも思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○岡崎政府参考人 おっしゃいますように、労働者健康福祉機構につきまして、会計上の処理としまして繰越欠損が四百二十億ぐらいございます。この発生要因でございますが、一つは、厚生年金の関係でございます。この法人も厚生年金基金を持つて年金の代行等を含めてやっておりますが、そこでのリーマン・ショック以降のいろいろな運用等々の問題もございまして、二百三十四億円の欠損が出ていたという部分。それから、独立行政法人になりました際に、資産の再評価をした際の欠損分が四百四十億、これは会計処理の方式の違いということで出たものがございます。そのほかに、労災病院を幾つかこれまでに廃止したものがございまして、その際の累積損失として七十億あるというような状況でございます。

病院経営の分だけで見ますと剰余金が二十五億ということ、全体を差し引きして四百二十億ぐらいということでございます。

年金の関係につきましては、ほかの年金もそうでございますが、厚生年金基金の関係の法改正を踏まえまして、平成二十九年四月までに代行部分の返上等々を行っていく、そういう中で処理していくということでございますし、あと、会計処理の関係で出てきた分等につきましてはそういう形ではございますが、いずれにしましても、今後しつかりと病院経営等をやっていく中で、収支がよくなりそうですように努力させていきたいというふうに考えております。

○浦野委員 冒頭にも申し上げましたけれども、例えば四百億の欠損をどう処理していくとか、こういういったことをやはり最初に計画として我々に見せていただかないと判断がしづらい、できないというのが実態です。

最終的にはこの欠損も処理をきっちりとしていくということにはなると思うんですけれども、でも、どうやって、何年かけてしていくとか、そういうことも全く不透明なんです。単年度でも欠損を出しておられますので、そういったところはしつかりと我々に対して判断材料として出していただかないといけないと思うんです。

次に、これだけ欠損があるにもかかわらず、一千億の現金預金があるんです。この一千億の現金預金というのは一体どういう種類のものなのかというのを聞かせください。

○岡崎政府参考人 現預金約一千億でございますが、幾つかの項目からこれがございまして、一つは、この機構におきまして、企業が倒産した等の場合に、賃金が未払いになった場合の未払い賃金の立てかえ払いを行っております。これは原資は労働保険特別会計でございますが、その分で年度年度の必要額の違が出てくるということ、その分が百億程度でございます。これは当然、年度年度で計算しまして、不用額は労働保険特別会計に戻すというような処理をやっております。

それ以外には、一つは、労災病院三十病院を運営しておりますので、そこでの買掛金でありますとか未払い金の支払い等々のためのいわゆる運転資金がございまして、これで約三百七十億をとってあるということです。

それから、退職手当、退職一時金のための準備金として、いわゆる退職手当の引当金で持っているものが約八十億でございます。

それ以外に、これは労災病院でございますので、当然、増改築とかあるいは機器の更新をしなればなりません。そのために必要な分として四百五十億がとってある、こういうようなことでござ

います。

○浦野委員 最初にいただいた資料では、そういうところまで全くわからないのが現状なんです。ね。

これは、今まで我々、足立委員からも、例えば医療法人の会計基準の話であるとか、そういう非営利の法人の会計について、会計基準とかそういったものに関してもう少しきつちりとやった方がいいんじゃないかという議論をさせていただいてまいりました。

社会福祉法人の中でも、今、内部留保がたまっている法人があるんじゃないかと、そういった指摘も受けておりますけれども、社会福祉法人の中でも、運営する種別によって会計のやり方が若干違いますので、差が出ているわけですね。非営利であるという一つのくくりからすれば、そこはきつちりと、原資は皆さんからいただいている税金ですから、そういったところはもっと厳格化しないといけないと思うんです。

例えば、先ほど施設整備の準備として四百五十億、一千億残してある中にあるということなんですけれども、社会福祉法人であれば、これは別建てで会計、しつかりと必要なものは計上させますよね。これはもう会計で決まっております。そういった会計を、もうちょっとと見てわかりやすいように本当はしないといけないんじゃないかと思うんです。

きょうもまたニュースになっていましたけれども、徳洲会さんの問題から事を発して、いろいろと議論になってきた医療法人の、病院の会計についての一つの話だと思えます。

これは、独法は独法でいろいろなルールがあつて、会計基準もちゃんとルールが定めてあつて、それに対応してこの会計の処理をつくっていますけれども、やはりなじまないところはなじまないというので、しつかりとこれから変えていったらいいと思うんですけれども、その点についていかがですか。

○高野政府参考人 独立行政法人の会計制度につ

いてお尋ねがございました。

独立行政法人制度でございますけれども、法人の経営の効率とサービスの質の向上というのを同時に両立させていこうという観点から、国の関与をなるべく排除いたしまして、法人の自主性、自律性の発揮を期待する制度として制度設計がなされております。それを反映しまして、会計基準につきましても、民間の企業経営の仕組みをできる限り導入すること、独立行政法人通則法によりまして企業会計基準を原則とする、このような制度になってございます。

独法会計基準における貸借対照表でございますけれども、いたがしまして、企業会計と同様に、まず第一に、預金や有価証券といった形態別の科目での開示、さらに第二点としまして、業績評価に資する情報を提供するという観点から、事業のまとまりであるセグメント情報について、主要な資産項目等の開示を求めているということになっておりますが、資産を使用目的別に再整理した内容の開示までは求めていることにはなっておりません。

他方、独立行政法人会計基準におきましては、財務諸表の情報公開につきまして、独立行政法人の状況を開示するために必要な会計情報を、例えば注記などによって開示するという規定がございます。

情報の有用性を勘案しながら保有資金の状況を明らかにしていくというのは非常に重要なことではないか、このように考えてございまして、委員の御指摘の点につきましても、当該規定を踏まえまして、まずは各法人において適切な情報開示を検討すべきものというふうに考えてございまして、いろいろな法人がございまして、一律にルールを改定するというには直ちにはならない、このように考えてございますけれども、例えば、多額の資金を保有している場合など一定の場合には、その使用目的につきまして、財務諸表を見る方にとってどのような形で有用な情報提供がなされるのかということは大変な観点だ、このよ

うに思っておりますので、運用面を含めまして、引き続き必要な検討はしてまいりたい、このように思っております。

○浦野委員 それはやはり考えていつていただけたらいいと思います。

これ以外に、例えば有価証券も百八十九億円保有しています。非営利の法人でそういったことがいいのかどうかも含めて、これはどうなのかというふうには思っています。いろいろ、長期性預金とか、見ただけでは有価証券の内容もいまいちわからない部分があるんですね。

こういったものの運用も、非営利がかかわってくるような場合はもうちょっとルールを厳格化した方がいように思うんですけれども、その点はいかがですか。

○岡崎政府参考人 独法通則法におきましては、余裕資金等の運用につきましても、国債、地方債、政府保証債でありますとか、銀行その他主務大臣が指定する金融機関への預貯金、あるいは信託業務を営む金融機関への金銭信託、かたい運用に限られるというような形になっております。

そういう中で、先ほど申しましたように、この機構、労災病院を運営している中で、将来に向けた病院の増改築でありますとか設備の更新、そういったものに必要なものは確保しなきゃいけない、その一部をこういう形で保有しているということでございます。

先ほど来先生がおっしゃいましたように、何のための資金かということがよくわからないという御指摘は、会計ルールにはのっとっているわけでありますが、不親切ではないかということは御指摘のところもあると思いますので、そういうところについては機構と相談して改めるようにしていきたい、こういうふうを考えております。

○浦野委員 やはり、非営利であるという理由で、社会福祉法人の一部にはかなり厳しいルールを定めているわけですね。例えば、流動資産として持ってもいい資金が年間の運営費の三〇％を切らないといけない、そうじゃないと繰り越して

きないとか、かなり詳細にルールを決められているわけですね。それはなぜかというと、非営利であるからという理由なわけですね。

病院運営も、非営利であるという大前提のつとって病院の運営をされているはずですので、その点は、独法の方が企業会計に準じた、その部分は、理念は理解はできます。そういったところもなじむ部分もあるんだとは思いますが、やはり営利と非営利との差というのは非常に大きな部分ですので、そこをどうやって会計の透明性を担保していくかというのはこれからいろいろと議論をしていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

あと、さらにいろいろ出てきますけれども、例えば、鹿児島労災病院の看護士の宿舎、これは百四十戸中九十が未利用になっていまして、ほとんど、まあ言うたら半分以上使われていない状態です、でも、いただいた資料によると、これは減損はしない、まだまだ使い道があるんだということだと思っております。

看護士さんの確保というのは非常に大変なんですけれども、余りにも未利用が多い中で、果たして本当にその利用がこれからできるのか、そういった部分をちょっとお答えいただけたらと思います。

○岡崎政府参考人 御指摘の鹿児島労災病院でございますが、実は、看護士というよりは医師の確保がやや困難だったということもございまして。そういった意味で、病院機能をやや縮小した中で、看護士さんにつきましても減少させた、こういう経緯がございました。

やはり地域で、労災病院も地域医療で貢献している部分もございまして、医師の確保に努めるとともに、必要な病院機能をしっかりとしていきたい、そういうことでやっておりまして、現在、また看護士さんふやしつづけるということでございます。

したがしまして、未利用の分もだんだん利用されてくるようにはなっているということでありま

すので、病院機能をどうしていくかということのかかわりの中で、現在については、まだ減損しないで、むしろしっかりと病院機能を確保する中で利用するようにしていきたい、こういうふうを考えているということでございます。

○浦野委員 今回、これは、今おっしゃったような規模を縮小するだとか統廃合していく中で、ずっと減損をやっていっている建物もたくさんあります。水上荘ですか、これも、機構としてこういうのを持っていたというののどのかなとも思ったりもしますけれども。

こういったものが何年後にどうなっていくというのを、冒頭にも言いましたけれども、何度か言いますけれども、計画でちゃんと、何年かけてこうしますということを決めて見せていただかないと、やはりなかなか判断できないですね。合併だけ先に認めてくれたら、後はこっちでやりますよみたいな話になっちゃうので、やはりそこは、先にそういう計画を出していただくべきかなというふうに思います。

こうやって聞いていかないとやはりわからない部分があり過ぎて、ここはもうちょっと、法案を審議するに当たって、丁寧に欠けるんじゃないかというふうに思います。

これは、外部監査法人、民間の監査法人がしっかりと数字を見て、いろいろとやっています。監査法人は、数字が間違っていないかどうかを見るだけですから、その運営についてとかそういうのは見ませんから。それとは別に、独立行政法人の行政監督をしていますよね。

当初、どういう監査を行っているのかちょっとよくわからなかったもので、いろいろお話を聞かせていただいたら、結構きつちりとやられていらっしゃるんですね。資料もいろいろひっくり返しましたけれども、すごく細かい。機構の方も、実はかなりいろいろなことをしっかりとやって、例えば毎年何回かに分けてやって、つぶさに状況を見て、改善計画を出してやっておられるわけ

です。きつちりやつておられる反面、今質問の内容容にたいに、わかりにくいところもある。それだったら、全部きつちりやればいいのにな。せつかくきつちりやつていらつしやるのに、そういうのがわかりにくくなっている部分というのは非常に残念だなと思います。

厚生労働省の評価委員会もいろいろと毎年見ておられます。ただ、社会福祉法人とかだと、監査報告書、改善命令とかそんなのがありますけれども、そういったところまで含めてこの評価委員会はやられているという認識でいいんですかね。

○岡崎政府参考人 独立行政法人につきましては、先生御指摘のように、独立行政法人の評価委員会がありまして、これにつきましては、法人の基本的には全てのことについてしっかりと評価していただくということでありまして、御指摘のようなことを含めて、しっかりと説明をして、御判断をいただいているということでございます。

○浦野委員 そういふシステムがあつたにもかかわらず、過去には、障害者雇用の数を水増ししていたという問題が発覚をした。お聞きすると、それに気づいたのは、また、それは、厚生労働省から出向で行かれていた方が何か数字がおかしいということと調べたら発覚をした。結局、厚生労働省の方が気づいたわけですが、評価委員会というか、その中ではそういうのも気づけなかった部分があつたわけですね。それなら、やはりきつちりと、民間の監査法人の監査と別に行政の監査がしっかりと行われている、これは絶対条件です。ここはしっかりと、非営利である以上、監査をきつちりとしていただけたらなと思っております。

最後に、きょうも、恐らくGPIFのことについてはこれからもいろいろと質問があると思うんですけども、一つだけ、端的に、運用の責任者を一人ふやすから大丈夫なんだというその根拠が私は全くわからないんですよ。

複数で運営した方がいいというのはわからぬでもないんですけども、それがなぜ国民の皆さん

からお預かりしているお金を大丈夫なんだと言いつけるのかという理由が、いま説明がないのか、まだ私にはしつくりこないの、その点だけちょっとお聞かせをいただいたら。

○香取政府参考人 答弁申し上げます。

GPIFにつきましては、現行ですと理事長一名、あと、できる規定で任意設置の理事が一名ということになってございまして、これに關しましては、今お話をいたしましたように、今回、中期計画、中期目標のもとで、昨年十月に変更しましたポートフォリオに基づいて機動的な運用を行うということと、運用体制の強化ということで理事一名の追加をお願いしているわけでございます。

実は、これにあわせて、GPIFにつきましては、閣議決定に基づきまして職員の数でありますとかそういうものについて緩和していただきまして、理事だけではなくて、運用体制の強化ということで職員をふやしたり、あるいは専門人材を登用したりというようなこともあわせて行うということと、そういった運用体制全体の強化を行うということの中で、全体を統括する専門の、専任の理事を一名追加する、そういう形で、理事と職員の体制強化をあわせて全体で運用体制の強化を図りたいということでございます。

○浦野委員 時間ももうすぐ終わりますので、これで質問を終わりますけれども、きょうは実は次男の小学校の入学式でして、それに出られなかったのが非常に残念です。

以上です。どうもありがとうございました。

○渡辺委員長 次に、足立康史君。

○足立委員 維新の党の足立康史でございます。選挙中というか統一選の真っ最中でありまして、私もきのう、国会審議がきのうはなかったもので、それから、地元で、街宣車で地元の候補者の応援をしながら質問通告を携帯でさせていただきました。役所の皆様にはちょっと御不便をおかけしたことを謝りたいと思います。

きょうは、先日の所信質疑で私がいろいろの質疑を申し上げたことについて、若干報道が過熱をしまして、余り目立つものじゃないかと反省をしております。きょう地味なネタをやしてきただけは、カメラが鳴っていますが、大臣、できればきょうはもう残業代の話はしないというつもりでございました。先日の所信質疑で私が三役の皆さんにお話をした件については、理事会で紙でお出しをいただけたらと思っておりましたので、紙が出てくれば、もうそれで質疑はしないでおきたい、こう思っております。

ただ、何うところによると、理事会ではどうも紙が出てこなかったということなので、私個人としてはできれば取り扱いたくなかったんですが、国会議員ですから、国民の皆様との関係で、やはりしっかりとこの場で、国会の場で取り上げたテーマについては最低限のフォローはさせていたで、私の責任であると思っております。大臣、前回私が申し上げたいわゆる残業代の取り扱いについて、大臣の事務所はどうなっているのかというところを、簡潔で結構ですから、ぜひ御答弁いただければと思います。

○塩崎国務大臣 きょう、理事会で紙を御準備させていただいておりましたけれども、時間切れだったというふう聞いております。その際に、政務三役を含めて、先生から全員についてのお話がアツたので、私自身も含めて政務三役それぞれの事務所において、いわゆる公設秘書に準ずるような業務を行っている方々、つまり私設秘書と言われている方々については、そもそも残業させていないか、あるいは、職務の内容に照らして、労働基準法の第四十一条第二号の「機密の事務を取り扱う者」に該当すると認識をしているということに、私も三役について至つたところでございます。

○足立委員 実は、先日の質疑で私も若干舌足らずだったところがあると思っております。ちょっと補足しておきますと、前回、私はこう申し上げたんですね。二十四時間三百六十五日仕事をしていすなんというのを申し上げて、これは、ある種、厳密

な、本当に二十四時間、では足立さんは寝ていないのか、こういうことでもあります。そんなことはなくて、二十四時間三百六十五日と申し上げたのは、言えはそういう気持ちで仕事をしているということ、大臣も今うなずいていただいておりますが、国会議員たるもの、もう私はないというつもりで仕事をしているという趣旨でありまして、前回のその質疑で、そういう中で、秘書だけ労働基準法に沿って残業を支払うことはできないと申し上げたので、あたかも労働時間規制を破るという違法なことをしていると私が宣言したように受け取られたようであります。

舌足らずだというのは、今から申し上げることを補つていただくべくわかるんですが、そういう中で、秘書だけ労働基準法に規定する労働時間規制、規定する労働時間規制というのを補つていただければ、労働基準法に規定する労働時間規制に沿って残業を支払うことはできない。これは、大臣も同じ取り扱いはされていまして、今おっしゃったように、秘書のような、いわゆる管理監督者、あるいは我々のような、我々も管理監督者ですから、そういう経営者と一体になって仕事をするような方々は、いわゆる労働時間規制の適用除外になつてい

今大臣の方から、三役については、五人いらっしゃるわけですね。山本副大臣は、前回も、そもそもそういう働かせ方は私設についてはされていないということですが、ほかの四人の方についても、きょうの御答弁では、そもそも残業をさせていないか、あるいは、私が自後、説明を申し上げた、労働基準法第四十一条第二号の機密を取り扱う者に該当するということでもあります。

ちょっと大事なところなので一言だけ補足いただきたいんですが、すると、三役の方もそうですが、塩崎大臣の事務所はいわゆる三六協定は締結をされていないということではないですか。

○塩崎国務大臣 特にやっております。

○足立委員 私もしておりませんが、いわゆるパート等の、残業というか、実際、労働時間規制

が適用されている方がいらつしやるわけですね。パートの方とか、恐らくいらつしやると思うんですけど、そうでない方は全員、そうでない方というのは労働時間規制を適用せずマネジメントされているスタッフの方については、全て四十一条二号で読んでいらっしゃるんだ、こういうことだと思ひます、何人ぐらいいらつしやるかだけお教えいただけますか。

○塩崎国務大臣 いわゆる公設以外のスタッフは七名おります。

○足立委員 私の事務所の場合は、まだ若輩者でありますので公設以外の秘書は一名であります、まあ四名ですね。大臣の事務所は私設七名に公設三名いらつしやると思ひます。すると、十名の秘書の方がいわゆる四十一条二号に該当するスタッフとしてマネジメントをされている、こういうことだと思ひます。

個人的には、その十名の方というのは、例えば今、統一選があります。統一選が四月三日に告示を迎えたわけでありまして、三日の前、三月なんかは、我々の事務所の秘書たちは繰出でいろいろなお手伝いをするのが事務的なことを含めあるわけでありまして、大臣の事務所は十名の方が全員、いわゆるスタッフとしてしっかりと雇っておられて、労働時間に服している、そういうカテゴリーはゼロで、正規の職員については全て、十名の方が全員四十一条二号で運用されている。政務三役の方については、残業代を払っていらつしやる方はいない、三六協定を結んでいらつしやる方もない、こういうふうな理解をしました。

もう本場にきょうは地味にいきたいと思ひますので、これぐらいにしたいと思ひますが、今私がこういうふうな受け取りましたということについて、間違いがあれば御指摘いただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○塩崎国務大臣 特にごさいません。

○足立委員 ありがとうございます。

もう本場に地味に、ぜひ報道がないように期待

をしておりますが、実は、マスコミの方もいらつしやるようなのでちよつと申し上げますけれども、マスコミの一部には本場に問題があつて、例えば前回の所信質疑で私がこうやつて申し上げた、先ほど申し上げたように、若干誤解を招きかねないような話を申し上げた、それは反省もしているところでありまして、実は、それを報じた共同通信、毎日新聞はそれをそのまま載せたわけですね、共同通信の某記者が私に取材に来られたんです。

私はしっかりと、これは、あなたは私のことを違法だと思つたかもしれないけれども、誤解だよ、丁寧に申し上げます。こういうことだから、自分が違法だということでも申し上げたのではないんだ、私は当然、国会議員として法律は守つてい、ただ、委員の皆さん、また三役の皆さんにイメージをしていただきやすいように議員の秘書の極端な例を、適用除外されているけれども、その極端な例を出しただけであるということをお願い申し上げて、その記者の方には正確によろしくねと言つたにもかかわらず、いやあなんて言いながら、結局、その私が補足した部分を割愛して、その報道には違法だと言ひてある。

それについては、党として、それは違うということでも申し上げたわけですが、実際、そうやつて説明をしていることをわざわざ切り取つて、選挙前にそういう形で報じる、ある種の、一部のマスコミですよ、一部のマスコミですが、そういう姿勢については本場にいかげんなかと思ひます。勢については本場にいかげんなかと思ひます。でありまして、きょうここで国民への義務として最低限のやりとりをさせていただいたことについて、正確に取り扱われることを希望している旨申し上げておきたいと思ひます。

この件はもう終わりますが、実は、今回の件でも私が大変勉強になりました。まだ二期目でありまして、三年目の若輩者であります、こう言つてマスコミはこうなるんだというふうな勉強にもなりましたし、実は、議員の事務所というものがどうあるべきなのかということも改めて自分の中

で頭に整理をすることができまして、非常に勉強になったんですね。

もし、秘書ではない、秘書のように取り扱わなければならぬ残業させる場合は、三六協定をちゃんと議員の事務所も結ぶべきである。大臣のところ、三役の皆さんはそういう事例はないというところでありまして、もしあれば、三六協定を結んで、しかるべき行政にちゃんと届け出をしないといけないわけでありまして、それをしないと、大変重い刑罰が規定をされているわけでありまして。

それで、そういう議員事務所のスタッフの処遇、きょうの法案のことにも関係します。のちよつとだけ補足しておきますと、これは御存じの方も多いと思ひますが、まず、国会議員の事務所、私はまだ短いですが、大臣あるいは副大臣のように長く何期もお務めいただいている議員の事務所なんかは、スタッフも長く勤務しています。すると、例えば退職金なんか、場合によつては必要になつてくると思ひます。

きょう、実は、法案の関係で、中退共がテーマになつておりますので、中退共は国会議員の事務所も入れますが、国会議員の事務所中退共に入入をされている例がどれぐらいあるか。きのうのきょうでわからないかもしれませんが、もし調べられたのであれば、教えていただければと思ひます。

○岡崎政府参考人 中退共を運営しております勤労者退職金共済機構におきまして、政党の事務所あるいは議員事務所という分類は行っておりません。

先生からのお話がありましたので、政党名をつけておられるという加入団体を検索してみまして、そうしましたところ、六十一事業所が加入されております。

ただ、ほかの名前、政党名がついていないものまでちよつと検索できませんので、政党名をつけてあるということでも検索したら、そういう数字でございます。

○足立委員 ありがとうございます。私、これを伺ひまして、本場に勉強不足だったんですが、私の事務所も、スタッフのいわゆる職務環境というか処遇というか、そういったものやはり整えていくべきときがあるかもしれない、そのときには、今おつしやつたように、既に政党支部を中心に六十一が中退共に入つていらつしやるということでありまして、委員の皆様も御検討いただひて、中退共への加入をふやしていただければと思ひます。

もう一つ、実は、私たち国会議員自身のこと、退職金とは違ひますが、例えば年金制度、かつていわゆる国会議員の互助年金というのがありました。これも、ちよつときょうは時間がもうなくなつてしまつたので簡潔にお願いしたいと思ひますが、衆議院の事務局からもきょうは来ていただひています。

いわゆる互助年金制度、これはなくなつています。今はなくなつています。私は全然、それは当然だ、こう思ひますが、今は国民年金に入つてい、るわけですね。こういう一号被保険者について、当時まだ互助年金があつた時代の一号被保険者の、そういう国民年金の適用、これがどうなつていたか、簡潔にちよつと御紹介いただけますか。

○鹿村参事 昭和五十五年三月以前は適用除外となつておりました。それ以降は任意……(足立委員「昭和五十二年」と呼ぶ)五十五年三月以前は適用除外でございます。

○足立委員 事前に通告させていただいてるつもりですが、要は、おもしろいんですね。おもしろいというか、以前はいわゆる一号被保険者に国会議員はなれなかつた、互助年金があつたからだと思ひますが、その後いろいろ経緯があつて、五十五年とおつしやつたかな、ある時期から一号被保険者になれるということになつて、その後、いわゆる互助年金がなくなつたということでありまして。

私も、実は余り蓄財をしていませんので、大変

逼迫したというかぎりぎりの生活を今もしておりますが、一号被保険者である国会議員は、国民年金に今は入っていて、国民年金基金あるいは個人型の確定拠出年金にも入れるということでありま

農業の改革、安倍総理が発表されました。農業の改革について安倍総理が発表されましたが、これから農協は会計監査を入れますと言っているわけ

しながらこうした政策金融が運営される必要がある、こういった観点から、福祉医療機構におきま

はないんじゃないかという問いについて、もし何かコメントをいただけたらと思います。

りませんので、こういう……。

ね。今回の法案のこの機構の話も、金融庁検査をやるのは当たり前だと私は思っていました。実

○足立委員 ちなみに、今おっしゃった、そういういわゆる保険制度の枠内のいろいろな事業体が

先生御指摘のように、私も、中小企業向け公

何が申し上げたいかというと、国会議員の事務所、その経営者である私たち議員本人それから

とか、あるいは農業、アグリ分野とか、こうい

○鈴木政府参考人 医療・福祉分野の融資につ

まさに、私も中小企業庁におったことがあり

私は今もまだまだ実は勉強不足というか、いわゆる経営者としては本場に未熟なところが私

そうといった意味で、金融庁検査が入ること自体

○鈴木政府参考人 医療・福祉分野の融資につ

むしろ、一貫してシンプルな制度で、これからの時代は、こ

一つだけ、きょうは通告していませんが、中小企業庁が小規模共済というのを持っていますね。

○鈴木政府参考人 お答え申し上げます。

○足立委員 きょうは、経産省、中小企業庁にも

もう時間が来ましたので終わりますが、先ほど

きょうは、この法案について、もう一つどうしても取り扱っておきたいテーマがあります。

医療・福祉分野におきまして、独自の、独立行政法人福祉医療機構におきまして貸し付けを

○足立委員 きょうは、経産省、中小企業庁にも

冒頭の言葉で、ちよつと申し上げておきたい

きょうは、この法案について、もう一つどうしても取り扱っておきたいテーマがあります。

医療・福祉分野におきまして、独自の、独立行政法人福祉医療機構におきまして貸し付けを

○足立委員 きょうは、経産省、中小企業庁にも

冒頭の言葉で、ちよつと申し上げておきたい

指摘がありました。

幾つかありますが、その一つが、深夜業に対する割増賃金であります。深夜営業に対する割増賃金については、今、四十一条二号でも適用除外されていないと承知をしまして、この問題は、国民の皆様からいただいたさまざまな御意見の中で、あなるほど、看過できないテーマだなというふうに思っておるわけでありますが、今この時期に余り取り上げてもいろいろまた物議を醸しますので、そういうテーマについては、御指摘をいただいた国民の皆様に対して、足立はちゃんと認識しているよ、また関連の法案がこの厚生労働委員会に提出をされた際にしっかりと労働基準法の問題は微に入り細に入り審議を尽くしていくことをお誓い申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○渡辺委員長 次に、堀内照文君。

○堀内(照)委員 日本共産党の堀内照文でございます。

議題となっております独立行政法人についての法案にかかわって質問をいたします。

まず取り上げたいのは、勤労者退職金共済機構の資産運用委員会による運用のあり方であります。

初めに、大臣に基本的な認識をお聞きいたします。

この資産運用は、五兆円もの規模の金融資産の運用になるわけですが、これは労働者の大切な退職金の原資になるわけで、投機的な運用によってリスクにさらすというわけには当然いかなないと考えますけれども、いかがでしょうか。

○塩崎国務大臣 今回、法改正によりまして、基本ポートフォリオを作成する際には資産運用委員会の議を経るということとなりますけれども、資産運用は、中小企業退職金共済法におきまして安全かつ効率的に行うこととされておまして、その範囲内で作成されることは変わりはないというふうに考えております。

今後、基本ポートフォリオを作成する際には、中小企業退職金共済法において求められている安全かつ効率的な資産運用を具体化するために、資産運用委員会において適切に議論が行われるというふうに考えておるところでございます。

○堀内(照)委員 このたびの法改正で、同機構の資産運用のあり方について、新たに、大臣が任命した外部の専門家等から成る資産運用委員会が運用を行うということになります。

現在の資産運用の管理についてはどうなっているのか、その仕組みと体制についてお答えください。

○岡崎政府参考人 勤労者退職金共済機構におきましては、機構の中の内規という扱いでございますが、三つのシステムがございます。

一つは、資産の運用について、定例的な議論、あるいは状況把握をするということで、これは機構の役職員から成っておりますが、資産運用委員会というのがございます。ここで、議論それから状況の把握をしている。

それから、理事長が最終的に資産の運用の決定をするわけでありまして、その理事長の諮問機関として二つの委員会を置いております。

これは、いずれも外部の有識者から成っておりますが、一つが、ALM委員会。これは資産の運用に關します基本的な事項について助言をするという位置づけでございます。もう一つが、資産運用評価委員会。これは資産運用の結果についての評価をする委員会でございます。これらは、いずれも外部の有識者五名ずつから構成されているという状況でございます。

○堀内(照)委員 ですから、従来も外部の有識者が入って、事前にはALM委員会が助言をし、事後には評価委員会が評価をする、多重にチェックが入る仕組みになっていくわけですね。

今回の法案では、大臣が任命する五人以内の資産運用委員会だけということなんです、この五人以内というのは、最少人数というのはどうなるんでしょうか。

○岡崎政府参考人 法律上の文言は「以内」となっておりますが、これは、たまたま欠員等が生じるということ想定して「以内」としただけでございまして、基本的には、五名を任命するという考え方でございます。

○堀内(照)委員 いずれにしても、大臣やごく少数の資産運用委員会の意向が強く反映するものとなっており、仕組みや人的な体制という点でも、むしろ現行よりチェック機能が弱まっているのではないかと思うわけですが、この点、大臣、いかがでしょうか。

○塩崎国務大臣 今御説明申し上げましたけれども、今回新設をいたします資産運用委員会の委員には、中小企業で働く方に退職金を確実に支払うという中小企業退職金共済制度の趣旨、目的を踏まえて、経済、金融等の専門知識に基づいて適切に御議論いただけるような方を任命することが求められているというふうに考えております。

加えて、現在、外部有識者により構成される委員会は、先ほど御説明したとおり、機構の内規に基づいて助言、評価を行っているのに対して、今回の法改正後は、法律によって、資産運用の基本方針を作成、変更する場合には資産運用委員会の議を経なければならぬこと、そして資産運用業務の状況を監視することとされておまして、外部有識者によって構成されます委員会の権限がむしろ強化をされているというふうに考えております。

したがって、資産運用委員会の設置後は、現在よりもチェック体制はむしろ強化されるものというふうに考えているところでございます。

○堀内(照)委員 内規を法律化して実質強化されているということでありまして、実際に、人的な体制という点でいうと、むしろ縮小しているということでありまして、投機的なリスクを回避するという担保が見えないと思うわけですね。中退共のホームページでは「安全・確実・有利で」ということをうたわれておりますが、実際

にこれで安全が担保できるのかという懸念があります。加入している三百二十八万人の労働者の退職金を守るためにも、投機的なリスクにさらすことは当然あつてはなりません。

これは今、答弁も、安全かつ効率的にとあつたとおりだと思っておりますので、そこはやはり歯どめとなる仕組み、担保が必要で、当事者である労働者や積み立てる使用者が運用委員会の人選や決定に異議を申し立てられるような仕組みですとか、それから、運用委員会の人選についても、大臣の任命ではなく、透明で公平性が担保できる方法、構成とすべきだということ指摘しておきたいと思っております。

次に、福祉医療機構の貸付事業、福祉貸付事業及び医療貸付事業について伺いたいと思っております。

この福祉医療機構は、福祉の増進と医療の普及及び向上を目的として設立された独立行政法人であります。そうした目的、理念のもと、医療・福祉分野の融資は、必要な施設建設等、重要な役割を果たしてきたと思っております。

とりわけ、福祉や医療の分野というのは、施設の収入が報酬、公定価格などで単価が決まっております。今も議論がありましたけれども、それだけに、融資の返済は長期かつ低利で行って、必要な福祉・医療資源を提供するという点で、この貸付事業の独特の、また重要な意義があるというふうに考えていますが、この点は、今度は大臣に、認識をぜひ。

○塩崎国務大臣 この独立行政法人福祉医療機構は、福祉施設や医療施設に対して融資、貸し付けをするわけでございますけれども、特に福祉施設につきましては、小規模零細なものも多く、財政基盤が弱い、それから、介護報酬や診療報酬等の公定価格の中で非営利かつ公共的、公益的な事業運営が継続的に求められるなど、先ほどもちょっと御説明申し上げましたけれども、国の政策と密接な関係を持ちながら運営をされる必要があると思っております。

このため、福祉医療機構においては、福祉医療貸付事業として、国の政策に即して、民間では必ずしも実施されないおそれがある長期、固定、低利の資金を融資し、国民生活に必要な不可欠な福祉施設や医療施設の基盤整備や安定経営に寄与しているというふうと考えております。

さらに、福祉医療機構の貸付事業の中でも、例えば東日本大震災への対応とか、あるいは耐震化の整備、介護基盤の緊急整備、保育関連施設の整備など、国の政策に即した整備事業を重点的に貸付利率等の優遇措置を行っているところでございまして、そういうところが意義ではないかというふうに考えております。

○堀内(照)委員 そういふ事業にこのたび金融庁の検査を導入することですが、実際どういう検査をされるんでしょうか。金融庁にお願いいたします。

○佐々木政府参考人 お答え申し上げます。

金融庁検査は、平成二十五年十二月二十四日の閣議決定に記載されておりますとおり、金融庁検査の実効性が確保できる業務につきまして、主務省と金融庁の連携及び検査体制の整備を図った上で導入することとされております。具体的には、損失の危険の管理に限るということとされております。

福祉医療機構につきましては、いわゆる福祉貸付事業及び医療貸付事業が検査の対象でございますので、主として信用リスク管理態勢及び資産査定管理態勢の適切性を検証することになるものと考えております。

○堀内(照)委員 リスク管理を行うということなんですけど、そもそも現在の財務状況がどうかというところも確認しておきたいと思うんです。

同貸付事業と債権管理についてどう評価をされているのか、お答えください。

○鈴木政府参考人 福祉医療機構では、リスク管理債権といたしまして四つの区分、具体的に申し上げますと、破綻先債権、延滞債権、三カ月以上延滞債権、そして貸し出し条件緩和債権、この区分に

よりまして、リスクに応じた債権管理を行っております。

また、債権の悪化を未然防止するといった観点から、全ての貸付先から事業報告書を求めまして、注意を要する貸付先に対する実地調査あるいは面談、こういったことを通じた相談、支援を行っております。

それから、貸付先に係る事業や財務状況の把握にあわせまして、経営指標などをもとにして経営指導を実施いたしているところでございます。

またさらには、償還期日の見直し、こういったような貸し付け条件の見直しなどを行うといった対応を行っております。

そこで、こうした取り組みによりまして、リスク管理債権の比率でございますけれども、平成二十三年度末では三・一六％ございましたが、二十四年度末では二・八六％、二十五年度末では二・四〇％ということで、年々減少しているところでございます。

この中には、東日本大震災におきまして返済猶予分も入っておりますけれども、これを除きますと、二十五年度末では一・九〇％となっております。現状、適切な債権管理ができていたというふうに評価をしているところでございます。

○堀内(照)委員 適切な管理が行われているというところでありますが、福祉や医療の施設の特性も把握した現行の事業だからこそ、きめ細やかに対応し、貸し倒れもほとんど発生せずに来ているというふうに思うわけです。

そこへ金融庁が入るということですが、経営効率の目で検査をして、リスク債権、即経営改善が必要だと効率化が求められるようなことはないのか。リスクといたしても、条件変更しながら苦勞して返済しているわけで、また、そのようなところへ効率化と言っても、今もありましたけれども、この施設の収入というのは報酬、公定価格であります。民間のノウハウを導入すると言って、収益を上げるために人件費を削れといったような指導につながるかという懸念もあります。

答弁があつたように、あくまでリスク管理だということでありまして、個々の施設や事業所へ口を出すようなことはないのか、あくまで機構独自の特性を生かしたチェックということが行われるのか、そういう私が言ったような懸念というのが当たらないということを確認しておきたいんですが、金融庁、この点でも。

○佐々木政府参考人 お答え申し上げます。先ほどお答えいたしましたとおり、金融庁検査は、リスク管理に関する態勢の整備状況について検証を行うものでございまして、個々の貸し付けの是非にまで立ち入ることはございません。

また、金融庁検査の結果を受けて各法人がどのような業務運営を行っていくかということにつきましては、引き続き、当該法人及び主務省が政策的に判断されるものと考えております。

したがって、金融庁検査の導入によりまして、御懸念のような政策目的の達成に支障が出るということはないと考えております。

○堀内(照)委員 この事業の特性を踏まえた運用が必ず必要だということを重ねて申し上げまして、続いて、この機構の別の事業、社会福祉施設職員等退職手当共済制度についてお聞きしたいと思います。

まず初めに、この制度の目的はどうなっているでしょうか。

○鈴木政府参考人 社会福祉施設職員の退職手当共済制度でございますけれども、これは、社会福祉施設等に従事する人材を確保し、福祉サービスの安定的な供給と質の向上に資することを目的といたしまして、民間社会福祉施設経営者の相互扶助の精神に基づき運営される制度でございます。

○堀内(照)委員 この問題は、また別途法案が提出をされておりますけれども、その法改正で、この制度のうち、今度、障害者関連の施設、事業については公的助成を廃止するとしております。なぜ障害を外すんでしょうか。

○鈴木政府参考人 この退職手当共済制度でございますけれども、ここにおきます公費助成につき

ましては、平成十八年に見直しが行われております。それは、介護保険におきます営利法人等とのイコールフットイングの観点から、介護保険制度の対象となる高齢者関係の施設、事業につきまして公費助成が廃止された、こういう経緯がございます。

この十八年の改正の議論の際に、社会保障審議会の福祉部会の意見書が出されておりますけれども、そこに今御指摘ございました障害についての言及がございます。

具体的には、障害等のその他の施設、事業に係る公費助成につきまして、平成十八年であわせて見直すべきとの指摘もございましたけれども、当時は、高齢者関係とは異なり、社会福祉法人がサービスの核的な担い手となっている現状があること、それから、障害者の関連施策など制度自体の枠組みの変更が検討されている、そうした中で、この退手共済につきまして同時に結論を得ることは困難である、こういうことから、その取り扱いにつきまして将来の検討課題とする、こういった言及がございます。

その後、今日に至りますまでに、障害者につきましては、障害者総合支援法等に關します施設、事業、これにつきまして、既に障害者関連施策に係る制度移行が完了しているという事情の変更が一つございます。

それから、社会福祉法人が大宗を占めているというのが当時の状況でございましたけれども、現在、障害関連でも社会福祉法人以外の経営主体が六割弱を占める状況になっている。

こうした点を踏まえまして、前回改正時の介護保険施設、事業と同様に、既に加入している方に係る公費助成、これは維持するという経過措置を講じた上で、今般、公費助成を廃止するということになったわけでございます。

○堀内(照)委員 公的助成から外れますと、この共済に加入しようと思えば掛金が三倍になり、事業所への負担が重くなります。かといって、加入せずに退職金を独自に払うことももちろん大変な

わけで、いずれにしても、事業所への負担が重くなり、退職金を払えないという事態にもなりかねません。そもそも、退職金を出さない事業所もふえるのではないかと思います。そうなれば、この制度の目的でもある人材確保ということにも逆行することになります。

この公的助成を外すことによる影響というのを、大臣、いかがお考えでしょうか。

○塩崎国務大臣 今先生から御指摘のございました社会福祉施設職員などへの退職手当共済制度、これにつきましては、職員の処遇の向上に重要な役割を果たしておりまして、今後とも、制度を安定的に運営し、維持することが必要であるというふうに考えております。

他方、障害福祉サービス分野においては、前回改正時に公費助成を維持する理由とされた障害者関連施策に係る制度移行、これも完了したということなどから、介護関係施設、事業と同様に、他の事業主体とのイコールフットリングの観点から、先ほど局長から答弁申し上げたように、公費助成の見直しが必要ではないかということで考えているところでございます。

こうした観点から、障害者、それから障害児に関する施設、事業については、今般、公費助成を廃止することとしておりますけれども、法人の運営への影響を緩和するため、既加入者に対する公費助成を維持することとしております。

なお、新規加入者につきましては、法人の掛金負担の増加について、制度見直し後の施設、事業の経営実態等を把握することによって、適切に報酬改定に反映されるように努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○堀内(照)委員 公的助成から外れるかどうかという影響が出るのか、既に二〇〇六年に外された介護でどうなっているかということを見てみたいと思うんです。

介護関連施設での共済加入者数及び新規加入者数について、二〇〇六年以前との比較でどういう変化があるかということをお答えいただきたいと

思います。

○鈴木政府参考人 ただいま御指摘ございました、介護施設、事業に关します公費助成の廃止に伴う影響でございますけれども、法律上の特定介護保険施設等の職員数、これで申し上げたいと思います。

これは、制度改正時に既加入していた方、この方々の退職によりまして、制度改正前の平成十七年、これは二十八万七千五百四十四人、ございましたけれども、平成二十六年には二十五万三百四十五人となっております。平成十七年度に比べますと三万七千九百九十九人の減でございますが、推移といたしましては、平成二十一年からは二十五万人台を維持しているという状況でございます。

また、そのうち、この改正に伴いまして公費助成の対象外となりました、制度改正後に新たに加入した職員の数でございますけれども、制度改正直後には、平成十八年、六千五百九十五人、ございましたけれども、平成二十六年には十二万八千八百八十五人となっております。近年は毎年一万人程度のペースで増加しているということでございます。

○堀内(照)委員 加入者数はおよそ四万人減っているわけですね。この間、介護労働者の総数は約五十万人以上もふえているのであります。

新規加入の方なんですが、みずほ情報総研株式会社が一〇一三年三月に、社会福祉施設職員の退職金の在り方に関する調査報告書というのを出しているわけですが、そこによれば、二〇〇六年以前は五万人前後、毎年新規加入があつたわけですが、公的助成がなくなつてから、毎年二万数千人と、およそ半分の水準で推移しているわけでありまして。

大阪のある介護施設では、二十五人の職員一人当たり四万四千円、合計百十万円であった掛金が、一人当たり十三万二千円、二十五人分で三百三十万、一気に二百二十万円も事業所の負担がふえました。

介護報酬で手当てすると大臣もおっしゃいましたけれども、この間、介護報酬が上がったのは〇九年改定だけで、一二年改定は、処遇改善交付金が組み込まれていましたので、それを除けば実質マイナスになっているわけで、今回もマイナス改定であります。

ですから、施設は本当に大打撃でありまして、新規加入が以前の半数になっているように、そもそも共済に入れない、退職金が準備できないという事態であります。

これは人材不足に本当に追い打ちをかけていると思うんですが、改めて塩崎大臣、これでも、障害施設を公的助成から外そうというこの影響、否定できないのかということ、もう一度お答えいただけますかと思うんです。

○塩崎国務大臣 先ほど御答弁申し上げたように、やはり民間の方々の参入というのが半分以上に上ってきているということもあつて、イコールフットリングを考える、しかしながら、今介護のお話が出ましたが、介護のサービス提供主体の経営については、これは全体として、この報酬の中、でもししっかりと見ていくということでもございまして、そういったことで、今回の改正の趣旨はやはりお認めをいただきたい、このように考えているところでございます。

○堀内(照)委員 しかし、介護報酬は上がらないわけですね。

大阪の別の事業所では、介護に加え、今回助成から外れる障害者施設も運営しています。それから、今後助成から外そうとも言われている保育も運営をされている従業員三百人の事業所があるわけですが、仮に全部公的助成から外れてしまつたと、助成があつたときと比べたら、年間二千四百万も負担がふえます。これは、この事業所の総人件費の〇・四カ月分にもなります。規模が大きいと中退共にも入れません。

事業所の担当者は、本当に負担が大きく、これでは業界全体で退職金の要らないパートなどへの切りかえがふえるのではないかと、真面目に正規を

雇つて人材育成をやればやるほど事業体としてはやつていけない仕組みになっている、何とかしてほしいと切実な声を上げています。

イコールフットリングと言われましますけれども、これだけ介護や保育を初め福祉労働者の処遇改善が言われている中、社会福祉法人以外の経営体の職員へも支援を強めることが大事であつて、制度を低い方に合わせるということは処遇改善のマイナスにしかありません。障害や今後の保育への公的助成の打ち切りはやるべきだと強く申し上げておきたいと思ひます。

残る時間で、所信質疑に続いて、保育の問題も若干質問したいと思います。

待機児童の問題、その後もさまざま報道がされておりましたが、四月六日付の雑誌アエラでは、保活、保育活動ですね、翻弄された母親たち三十一人の訴えということで特集が組まれております。まだ育休中なのに生後三月で預けなければならぬとか、病院のベッドでも保活、認可外に二十万円以上の負担だとか、復職が遅ければアウト、第十希望に滑り込み、電話すらつながらぬ、もう引越すしかない、深刻な実態を伝えています。

一方で、施設の老朽化のため、廃止に追い込まれる保育所も生まれています。

茨城県守谷市土塔中央保育所は、今、保護者の運動もあつて、現在のところは廃止は免れましたけれども、二〇一三年秋に、耐震の問題があると、打ち出されております。埼玉県ふじみ野市では、園舎が耐震基準に満たないことを理由に、この三月で二つの保育所が廃止になりました。市民が、市長に存続へ直接請求まで行つております。同じく埼玉県鶴ヶ島市では、築四十年の耐震強度が不足している東部保育所を段階的に閉鎖するというところであります。

国は、こうした保育所の耐震強度不足の施設や、老朽化で改修が必要な施設についての状況を把握されているでしょうか。

○安藤政府参考人 保育所の耐震化につきましてお答え申し上げます。

保育所を利用する子供の安全、安心を確保する観点から、保育所の耐震化を図ることは重要であると考えておりまして、毎年、社会福祉施設等の耐震化状況調査におきまして、その状況を把握しているところでございます。

平成二十五年十月一日時点において、全ての保育所の約八割が耐震基準を満たしておりますけれども、各自自治体ごとに見ますと、若干ばらつきがあるという状況でございます。

○堀内照委員 老朽化の方は把握されていないんですね。

全国保育協議会の「全国の保育所実態調査報告書二〇一」によれば、園舎の築年数の平均は二十五・六年、老朽改築が今後大きな課題との指摘をしています。築三十年以上の保育所が、公営で五七・一％、民営で四二・三％、全体で五割近くに上るとされています。

耐震化については、今答弁ありましたけれども、そもそも一九八一年以降の建物については耐震診断すら行われていないわけでありまして、ぜひ国としても、これは実態をつかんで対策を打つべきだと思います。

ちよつと時間がないので質問を一間飛ばしたいと思うんですが、こうした補修、改修、耐震化工事への支援が、保育所整備交付金で対応するというところで、今事業所の負担は四分の一で済むというメニューになっているわけですが、これは不十分だというふうに思うわけなんです。

神戸市西区の枝吉保育所は、一九七四年三月竣工の施設で、二〇〇九年に民間移管をしました。その際、建物診断を受けると、屋根、外壁、保育室、事務室、給水、排水通気、衛生器具、軒並み早期補修が必要だと。二〇一四年によくその一部を改修に踏み切ったんですが、総額一億三千万円の工事になりました。神戸市の補助制度、安心こども基金を活用した制度を使っただんですが、神戸市の補助は、待機児童解消や新規建設が優先

されて、老朽化に伴う改修工事の補助には上限が設けられ、ようやく事業採択されたときには、おりました補助金は一万万だけでした。

事業所の負担は四分の一で済む制度設計なのに、財源不足で独自の自治体の上限があるがために、工事費用一億三千万円の四分の一どころか、九割以上が自己負担になって、銀行からの融資も受けましたけれども、まだ資金が足りず、改修が半分でとまったままです。

いわゆる保育所整備とは別枠で、改修や耐震化のための予算の抜本的な増額が必要だと思っておりますが、大臣、いかがでしょうか。

○塩崎国務大臣 先生御指摘のように、子供たちの安全を確保するために保育所の耐震化を進めるということは大変重要であることは、そのとおりだと思います。

先ほど来申し上げているように、このため、平成二十七年の予算案においては、新たに創設をいたしました保育所等整備交付金、二十七年度は五百五十四億の当初予算で用意をしているわけでありまして、新たな保育の受け皿の確保のみならず、既存の私立保育所等の耐震化や老朽改築を行うための費用も対象としておりまして、必要な予算を確保しているものというふうに考えております。

耐震化の推進は、各自自治体における取り組み姿勢が極めて重要でありまして、厚生労働省としても、この取り組みを強力に各自自治体に対して促して、支援をしていきたいというふうに思います。

○堀内照委員 今申し上げたのは民間の例ですが、公立の場合は一般財源の中で手当てしないといけません。埼玉のさきの公立廃止の動きも、報道では、国や県の補助金がない、財政的な問題だというような指摘もされております。全国で公立保育所閉鎖が進む一因にもなっているというふうに思いますので、保育の受け皿がなくなるということでは、これは待機児童解消にも逆行します。

公立も私立も含めて、整備費とは別に、やはり改修、補修、耐震化工事のための予算の抜本的な

増額が必要だと重ねて訴えまして、質問を終わります。

○渡辺委員長 午後三時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前九時五十二分休憩

午後三時三十分開議

○渡辺委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○長妻委員 長妻でございます。

本日は、委員長、筆頭理事を初め、質問の機会をいただいて、ありがとうございます。

まず大臣にお尋ねしますが、GPIFの水野理事、どんな役職で、どんな役割でございますか。

○塩崎国務大臣 今回お願いをしております独法の改正法案の中で、理事を一人ふやす、それも運用担当理事ということでございます。理事長たる三谷理事が任命をされたものでございまして、運用担当理事というふうに聞いております。

○長妻委員 今回の法律の根幹は、理事を一人ふやして、そして、十八条、年金積立金の管理及び運用を行う、具体的な役割をつづけるというのが肝だと思っております。

そのときに、この水野理事の任命のプレスリリースというのがあるんですが、そこには、CIO、チーフ・インベストメント・オフィサーの略称であり、最高投資責任者で、新たに設置する役職だと。最高投資責任者というふうになっておりますから、今回、法律もあるんで、水野最高投資責任者をお呼びして、一月に就任されたわけでありまして、抱負をお伺いしようとしたんです。

○塩崎国務大臣 委員会では参考人をお呼びになるときには、政府ではなくて委員会でお決めることになるというふうに理解をしております。

○長妻委員 厚生労働省の意向もかなりあったと聞いて

ておりますけれども。

それでは、これは松野筆頭理事にお伺いするのがいいのか、委員長にお伺いするのがいいのか。法案を審議するときに、百三十兆円の運用、株を半分、基本ポートフォリオを上げるということで、それで、最高投資責任者である水野さん、私は、水野さんという方の抱負を聞きたいということでお呼びしたんですが、では、国会に一度も来ない、もう永久に来ないことになるんじゃないか。我々も、毎日来てくれとか言っているわけではなくて、ちよつとこの法案審査をして、国会で抱負を語ってほしいと。では、今後永久に来ないということになるんですか。

これは、委員長、何で。ちよつと法案審議できないと思うんですが。

○渡辺委員長 この件につきましては、理事会において協議した結果、このように決めさせていただいたと思います。(発言する者あり)理事会の協議の結果でございます。

以上のとおりでございます。

○長妻委員 いや、これはちよつと質問でございせん。もう一回理事会を開いてください。

○渡辺委員長 理事会の協議の結果、このように決めさせていただきます。

そして、その理由として申し上げるならば、一般的に、独立行政法人の質疑者については、大代表者と呼んでいるというのが通例であるというところでありますので、そういった形で決めさせていただきます。

○長妻委員 通例であれば、これは役人と一緒じゃないですか、通例踏襲というのはいけません。

こんな役職は独法にないですよ。最高投資責任者なんて初めてですよ。これは、最高投資責任者の最高責任者ですから、それと呼ばないという、まあ多数派は自民党ですから、自民党の御判断だと思いますけれども、それはおかしいんじゃないですか。自民党の委員の皆さん、どう思われますか。ここへ来て抱負を語るといふことを何で

ブロックするんですか。百三十兆円ですよ。抱負を語るというのは何でだめなんだ、国民の皆さんに開かれて。

一度も国会にお姿も見せずに、百三十兆円の最高投資責任者としてずっとそこで仕事をされるということは、私はおかしいと思うんですね。

これはちよつと質問できませんので、もう一回理事会で協議していただきたい。

○渡辺委員長 では、ちよつと時計をとめてください。

〔速記中止〕

○渡辺委員長 速記を起こしてください。

今、理事間の協議をさせていただきましたが、今回の決定については理事会で決定したことでありますので、これはそのまま続けさせていただきます。

ただし、今後については、理事会において協議をさせていただきます。

そのように進めていきますので、どうぞよろしくお願いします。

○長妻委員 そうすると、きょうは呼べないけれども、今後は呼ぶ可能性もあるということですか。

○渡辺委員長 それは、理事会協議の場で決定させていただきます。

○長妻委員 委員長、私が申し上げたいのは、これはちよつと普通の案件と思うんですね。

これは、独法で初めての最高投資責任者という役割が、どの独法にもない役割が新設される。しかも、百三十兆円という積立金を運用する最高責任者で、しかも、今回、基本ポートフォリオ、半分を株で運用することになって、しかも、その法律の審議で、一人をふやすという条文が追加された法律の今審議をしている。今呼ばなかったらもう呼べないと思いますよ、永久に。

であれば、ぜひ委員長にお願いしたいのは、理事会で決まった決まったといつて錦の御旗みたいにおつしやるのでもいいんですけれども、ただ、これはちよつとそういう案件なので、理由を、我々

は呼んでほしいと言っているんですが、呼ばない理由をちゃんと公表していただきたいんですね、国民の皆さんに。

それと、集中審議を求めたいと思うんです。この水野さんをお呼びして、積立金についてのいろいろな国会の意見を聞いていただいて、御意見もいただくと、こういうような場をやはり設けていただきたい。

この二点について、ぜひ理事会で協議いただきたいと思っています。

○渡辺委員長 理事会で協議をさせていただきます。

○長妻委員 それと、会計検査院が、かつて、ここに冊子がございますけれども、平成二十四年の十月に、「年金積立金の管理運用に係る契約の状況等に関する会計検査の結果について」という冊子をつくっておりまして、ここでもいろいろな指摘をGPIFに対してしております。

これが配付資料の三ページ目にございますけれども、私が会計検査院に、これは直ったのか直っていないのか、ちゃんと会計検査院の指摘を改善したのかしていないのかということについて、マル、バツ、三角でつけてほしいと申し上げて、直近の、今現在の話ですけれども、マルは改善している、三角は不十分だ、そして、バツは全然改善していない。バツはなかったんですが、三角が六つあるんですが、これは、会計検査院、今時点で改善していないということではよろしいんですか。

○村上会計検査院当局者 お答えいたします。会計検査院は、今おっしゃっていただきました年金積立金の管理運用に係る契約の状況等に関しまして、参議院からの検査要請を受けてまして、二十四年十月にその結果を報告いたしております。この報告書におきましては、年金積立金の管理運用が適切に実施されているかなどについて、多角的な観点から引き続き検査していく旨を記述しているところでございまして、報告書に記載した内容につきまして、その後の状況を注視しているというところでございます。

そして、今回、委員会に提出いただいた資料の摘要欄に三角が六つほどございます。今回、マル、三角、バツにつきましては、私ども、報告書の検査の結果の所見をいたしまして記載した内容について、厚生労働省やGPIFにおきまして一定の対応をとって公表している場合にマル、それ以外は三角、ただし、違法または不当と認めた事項等がある場合はバツといった形の記載をさせていただきます。

その後、厚生労働省の方から、改善状況ということで同じく委員会に資料を御提出されておりますが、その中で、国会に対してこういった改善状況を御報告されているということでございますので、私どもとしましては、国会の報告ということであるというふうに考えている次第でございます。

したがって、こうした状況を見る限り、当初、三角と御提出させていただきましたが、厚生労働省におきまして改善状況を国会に報告していただいておりますので、現時点においてはマルという評価ではないかということで、再度、資料を提出させていただきますという次第でございます。

○長妻委員 これは、厚生省、いつ国会に報告したんですか。

○村上会計検査院当局者 お答えいたします。昨日、資料を拝見しております。

○長妻委員 これもちよつと理事会で協議していただきたいと思うんですけれども、私、ちよつと不可解な経験をしたのは、まず、この報告書は、聞いたならば、五人の検査官がこれにかかりつきり、一年かけてつくった報告書だと。人件費を含めて相当な金額がかかっているものであります。が、そこについて、きのうの時点で、これは先週から聞いていたものなんです、午前中に資料が出てきて、直近の形でマル、バツ、三角をつけてほしいと。三角が六つあったわけですね。

例えば、国民年金勘定及び厚生年金勘定に多額の余裕金が発生している、これは三角、まだ直っていない。あるいは、運用受託機関を選定する際

の審査過程において、選定の過程の妥当性を事後的に検証することが困難、これも三角がついている。あるいは、株主議決権を行使するのがおくれしている運用受託機関がある、これも直っていないです。不十分、三角で出てきた。あるいは、委託調査研究契約に係る予定価格の算定の参考とするために徴取した参考見積もりについて、妥当なものであるかを十分に検証することなく予定価格の算定に使用していた、これも直っていない。不十分で、三角で出ていたんですね、午前中。

ところが、厚生省と会計検査院が打ち合わせをしたんだと思いますが、厚生省から資料が出てきたんですね、五ページ目。この三角の六つについては厚生省は改善をしているよと。こういう資料を私も作成を要請しましたけれども、厚生省からこれが出てきた。そうしたら、突如として、きのうの夜、今、別紙にちよつと二枚分かれた資料として配付しているのが、これが会計検査院から出てきた。つまり、三角が全部丸になっちゃっている。会計検査院、午前中と夕方で三角が丸になっちゃったというのは、こんな言いかけんな、まあ、厚生労働省が真面目にやるといふ紙を出したからいいんじゃないか、こういうことではないかなと。

ちよつと私、がっかりするんですけれども、会計検査院はもつとちゃんとしたところだと思つていたんですが、いかがですか。

○村上会計検査院当局者 お答えいたします。会計検査院といたしましては、厚生労働省やGPIFにおきまして、今回の報告書で所見として記述しました内容につきまして、どのような対応がとられたのか、また、これらの対応が実効あるものとなっているのかどうか、こういったものにつきまして、その対応が公表されているかどうかにかかわらず検査を実施しているところでございまして、その過程で、両者において種々の対応をとっているということは承知しているところでございます。

今回、マル、バツ、三角の整理でございます

が、マルについては、一定の対応をとって公表している場合ということで整理をさせていただきまして、そのような種々の対応をとっていることを承知しておりましたが、公表という形で外部的に検証できないというような形であったものから、今回、三角とさせていただきましたが、先ほど申し上げましたように、国会の方に、委員会に資料を提出されたということも含まれて、公表と同等の扱いになったのではないかとということで、マルというふうに申し上げたという次第でございます。

○長妻委員 これは五ページ目の一枚つべらの資料ですよ、厚労省から。この右側の何行か、これが公表で、半日でころと変わっちゃう。

私も疑うわけじゃないですけども、きのう午前中に、この三角のままで、やはりこの法案審議には問題がある、これは徹底的に追及しないといけないというふうに申し上げたのが、何か皆さんがそれをそんたくしてマルにしちゃったのかどうかわかりませんが、そういうことはないとは思いますが、これは理事会で協議してください。

○渡辺委員長 後刻、理事会で協議いたします。○長妻委員 そして、今回法案に出ております独立行政法人福祉医療機構というものは、昨今、一部マスコミで大臣のいろいろな融資にかかわる報道があるので、ちょっと私も調べてみました。

福祉医療機構については、これは医療法人や社福への融資をしているところでありますが、この福祉審査課にちよっとお伺いしますと、国会議員、秘書から、法人名を出して融資の対象になるか問い合わせがあるということ、あるいは、国会議員、秘書から、法人名を出して融資の相談を受けてほしいとの依頼もあるということ。これだけで直ちにどうこうではありませんが、一部の方は、厚労省経由で国会議員、秘書から問い合わせがある場合もあると。

当初は、具体的な法人名を出して厚労省経由で

問い合わせとおっしゃっていただんですが、後半には、法人名はやはり出ていなかったというふうにおっしゃっておられるということで、塩崎大臣、こちらにも、国会議員あるいは国会議員の秘書からどんなような接触があった、よもやそういうことはないと思いますけれども、融資について、その融資決断のスピードとかあるいは判断に影響があるのか、調査していただきたいと思うんですが、いかがでございますか。

○塩崎国務大臣 福祉医療機構の融資の可否は、当然のことながら、これは規定に従って決定をされているわけでありまして、国会議員等の相談により影響を受けるというようなことはないはずでございますけれども、今お尋ねの、照会など、あるいは問い合わせということがあるのかないのか、その点については福祉医療機構の方に確認をさせるということはやっても構わないというふうに思います。

○長妻委員 ぜひ調査をお願いします。

そして、私もびっくりしましたのは、四月一日、朝日新聞一面に、エブリフルフルではないと思いますが、正しい記事だと思いますけれども、「医師に謝礼 一千万円超百八十四人」という見出し、「製薬会社、講演料など」「推奨薬決める医師重視 製薬会社、講演依頼し謝金」競争激しい分野高額に、見出しです、講演会 薬名繰り返す 講師の医師 製薬会社から謝礼。「公表 医師抵抗で一年遅れ 製薬会社からの講演・原稿料 印刷できず閲覧期間制限」米は「アメリカです、公開度高く検索可能」とか、こういう記事が出ております。

びっくりしますのは、十一ページ目に、厚労省がつくっていただいた、製薬会社からの接遇等費用が二〇一三年は幾らなのか。接遇費というのは飲食代、手土産、慶弔関係などなどなんです、飲み食いをお医者さんにさせるということでもありますが、それがトータルで七十四億円あると。ちよっとサンプルで、社名を出すのは申しわけないので、十二ページ目に、あるA社という事例

をお伺いすると、このEの、社会的儀礼としての接遇等の費用、一社で年間五億円なんです。そして、十三ページでは、例えば情報提供関連費というのは、これは講演会をするということなんです。そうすると、この会社は、一社で年間一万一千二百七十四件講演会をしている。担当者の方に聞くと、この一万一千二百七十四件のうち、二回に一回は、講演会の後、立食パーティーを大体している。これは、ただでお医者さんに飲み食いさせている、お客さんもお医者さんですから。会場費を除いて、一人当たり大体九千円ぐらい飲み食いをさせている。費用は販売促進費でさせている。パーティーの費用はこの情報提供関連費に入るんですね、講演会の後の立食だということ。

E、その他であります、さつき申し上げました接遇費ですが、これについて、この会社は五億円あります。飲食にかかる費用、飲食費あるいは交通費、手土産、慶弔関係、災害見舞い、こういうようなもので五億円ということでございますが、大臣、どう思われますか、こういうのは、好ましくないかどうか。どう思いますか。

○塩崎国務大臣 私も新聞を拝見しました。製薬メーカーによる講演会などに伴う懇親行事における飲食の提供ということだと思っておりますが、これにつきましては、医療用医薬品製造販売業公正取引協議会というのがございまして、これは公正競争規約を運用する業界の自主団体でございまして、消費者庁長官及び公正取引委員会の監督を受けている協議会でございまして、これが、公正取引委員会そして消費者庁長官の認定を受けてルールを定めているというふうになっております。

具体的には、講演会等に伴う懇親行事における飲食の提供というのは一人当たり二万円未満とされていると聞いておりまして、今お話がございました九千円程度というのは、今の割り算だろうと思いますが、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するという観点から、各企業において、この内容について引き続き遵守をしていただくことが必要ではないかというふうに考えております。

○長妻委員 何だか官僚的ですね。ただで立食パーティー、二万円までオーケーなんです。この会社は一万回ぐらい講演会をしていて、半分ぐらいがその後、立食パーティーをやつて、二万円までは大盤振る舞い、大盤振る舞いかわかりませんが、飲食ができる。

私は、これが普通の業界であれば何の問題もないんです。ただ、薬価ベースで年間九兆円、これは全部医療保険で負担しているんですね、薬。そして、製薬メーカーから医療機関と医師に、年間合わせて四千七百億円が流れているんですね、研究費も含んでいますけれども。それでこんな立食パーティーとか飲み食いとか、これは、大臣、何とも思わないんですか。二万円以内ならいいんじゃないの、こういう感覚ですか。

○塩崎国務大臣 先ほど申し上げたように、消費者庁長官と公正取引委員会の、言ってみれば指導のもとで公正取引協議会というものが設けられて、これは先生の方にもお届けをしていると思っておりますけれども、ルールを書いたものでお届けをしています。

「飲食等の提供に関するルール見直しのご案内」ということで、そこに、一人当たり超えてならない額というのが一つ一つについてあることはもう御存じのとおりで……（長妻委員）いや、説明じゃなくて感想ですから。それは全部聞いています、説明は「と呼ぶ」いや、委員の皆さんにお披露目をしておかないといけないので。「下記の金額を超えない飲食等以外は、二次会ならびに娯楽の提供を含め全て禁止しています。」と。

○渡辺委員長 大臣、簡略にお願いします。

○塩崎国務大臣 こういうことになっているわけ、自主ルールで決めているわけでございますので、公取のもとで、消費者庁のもとでということ、ルールに基づいて彼らもみずからを律してい

るんだらうというふうに思っています。

○長妻委員 私はお医者さんを疑うわけではありませんが、やはり、飲み食いを特定するところでも、やはり、講演会では、はっきり言えばメーカー宣伝のためもあるわけですが、それでも、そこでなかったときに、本当に公正な判断をして適切な薬というのができるかどうかという疑いを国民の皆さんに持たれる可能性があると思います。

サンシャイン条項という、十六ページにあります。これはアメリカで、非常に厳しい、年間百ドルを超えなければ報告の対象から除外される、年間一万円を超えなければ報告の対象から除外されますが、一万円を超えちゃったら全部ちゃんと報告をするというふうなものであります。

大臣、今そういう閣法を検討されておられると思いますけれども、せめてこの米国のオバマ・ケアに入っているサンシャイン条項について、これは昨年九月三十日から公表されておりますけれども、こういう対応をする、やましくなければ公表する、このぐらいの決意を言っていたいただきたいんですが。

○塩崎国務大臣 今先生が御指摘になったのは、臨床研究に係る制度の在り方に関する報告書に基づいて、今、法案を検討しているということだと思えます。

製薬企業等が提供する資金等の開示については、業界が自主的に取り組みを進めているところであるが、行政は製薬企業等の取り組み状況も踏まえ、法的措置も視野に対応を検討すべきとされておりました。それを受けて、被験者の保護とそれから臨床研究の適正な実施の確保の観点から、製薬企業等が提供する資金の透明性の確保について、今、与党で議論をし、そして省内でも議論をしておりまして、法的な措置のあり方を含めて検討を進めているところでございます。

○長妻委員 これは、代金は税金と保険料でありますので、ぜひこのサンシャイン条項並みに透明性を高めていただきたいと思います。

そしてもう一つは、子供の貧困の調査をされるということ、かなり時間はかかりますが、平成二十八年の二月から三月に公表するという事になりました。この中でぜひ入れていただきたい案件があるんですが、例えば、一日子供一人が食費三百円以下で暮らしているお子さん、あるいは一日子供一人が食費五百円以下で暮らしているお子さん、こういうお子さんが何人ぐらいいらっしゃるのか、こういうことも調査項目に加えていただきたいと思います。いかがでございますか。

○塩崎国務大臣 先般、総理を先頭に私ども、私も、有村大臣も、それから下村大臣も集まって、子供の、言ってみれば貧困の解決に向けて国民運動をというところで始めさせていただきました。

今先生御指摘の、子供の貧困の実態把握等については、一人親家庭への支援や子供の貧困に対する調査研究を進めるための経費を今年度予算案に私どもも計上しております。御指摘の、子供の食事に係る実態の把握も含めて、今後、具体的な調査研究の内容について検討していきたいというふうに思っているところでございます。

今、一日三百円以下とか五百円以下で食事をしているというお話がございましたが、今申し上げたとおり、子供の食事に係る実態をどういうふう把握するのかということを含めて考えていきたいというふうに思っています。

○長妻委員 せっかくの大規模調査なのに、今検討されている項目は、大変厳しいとか、おなかですいて大変だとか、そういう抽象的なもの、それどもだめとは言わなんんですが、やはり金額、大体このぐらいの金額というものをに入れていただきたいということをお願いをします。

最後に、残業代がこの委員会でも問題になりましたので、私もかねてより問題意識を持っておりますのは、霞が関の残業代なんです。これが払われていない。

二十九ページを見ていただくと、これは厚労省のポスターですけれども、賃金不払い残業をなく

しましようと言っているが自分の省は残業代を払っていない、こういうことは非常におかしいのではないかな。

いろいろの方にお話しすると、ある部署では、残業の予算は二十時間ぐらいかな、それを超えるとなかなか予算が出ない。

こういうふうな、まあ、うわさですけども、未確認情報ですが、財務省はかなり残業代の予算があるというふうなこともあり、私も質問主意書で伺いましたところ、答弁がございまして、二十六ページ、非常に奇妙な論理構成なんです。つまり、残業の命令に従って勤務した時間は、残業代は出るけれども、職場にいても、職員がその命令を受けずに在庁している場合は超過勤務手当は支給されない、こういうふうなロジックになつていまして、自発的に残務整理を職場ですべて残業代は出ない、具体的にこの仕事で残業しないと言われたものについては出るけれども。

でも、私も民間企業にいましたが、これは常識でありますけれども、民間企業、私が少なくとも知っている企業は、職場にいたときは残業代は出る、職場から出たときは出ない。つまり、職場で遊んじやいけないわけですから、自分の何か勉強をしなきゃいけないわけですから、仕事をしているわけですから、職場では、そういうことが今なされていらないんですね、霞が関全体で。

これは、ある意味では霞が関のタブーなのかもしれないんですが、余りこういうことをほったらかしておくと、働く方々も非常に不満というか、やるせなさというか、そういうことが積み重なっていくんじゃないか。国家としても私は損失だと思っております。

これは大臣、実態調査をして、きちっと残業代を全部払う、あるいは、払うとしたら幾らぐらいお金がふえるのかとか、そういう試算をさせていただきたいと思うんですが、いかがでございますか。

○渡辺委員長 既に時間が経過しておりますので、質問はこれで終了して、お願いします。

で、質問はこれで終了して、お願いします。

○塩崎国務大臣 長妻大臣が大臣をお務めのとときにどういうふうにされていたかよくわかりませんが、国家公務員の超過勤務手当というのは、先ほどお話があったとおり、やはり、公務のために臨時または緊急の必要がある場合に、正規の勤務時間以外の時間において勤務することを命ぜられたときに、この命令に従って勤務した時間に対して支給されるものであって、当然、残らざるを得ない業務が生じた場合には、明示的な命令がなくとも、超過勤務の指示があったものとして超過勤務手当を支払うこともあり得るということだというふうに思っています。

○長妻委員 時間が来ましたのでこれでやめますけれども、それは建前で、ちょっと大臣、何か昔の塩崎節がなくなったような、何か官僚答弁をそのまま丸読みになっちゃって残念なんです。これは本当に、職場にいて何で残業代が出ないんだ、こういう大きな問題もあります。

そして、最高投資責任者である水野さんを、一度も国会に来ないで、もう永久に国会に来ないで百三十兆円を運用している、こういうことで本当にいいのかという問題意識がありますので、ぜひしっかりと理事会で議論していただきたいと思えます。

ありがとうございました。

○渡辺委員長 次に、岸本周平君。

○岸本委員 民主党の岸本周平でございます。

きょうは、予算委員会二度の質疑をさせていただきます。塩崎大臣と議論をさせていただきます。

GPIFのガバナンス改革について、きょうは大臣の応援弁士のつもりで参っておりますので、答弁書はちよつと横に置いていただいて、塩崎節を炸裂させていただきますようお願いをしたいと思います。

まず、今、我が党の長妻委員からいろいろ御質問がありましたし、水野CIOの招致問題についてもありましたけれども、少なくとも、GPI

Fという国民の財産である年金を運用する機関について、政治的に外部からプレッシャーをかけるとか、あるいは、今のガバナンスの仕組みとしては弱いけれども、運用委員会というのがあれば運用委員会の人選等についても、これは、やはり政治的な意味では中立性をできるだけ保つていただくというようなことが前提だと思えます。そこはもう異論がないところだと思えます。

それで、これまで二回予算委員会で質疑をさせていただきましてときには、一応私もGPIFが独立行政法人であるという前提でオーソドックスな議論をさせていただきましたが、きょうは、独立行政法人の法律改正の審議でありますから、そもそも論をさせていただきたいと思えます。

まず、百三十兆円ある国民年金、厚生年金の積立金、これは、今までの考え方という、過去勤務債務を入れて、積立金というのは実は一割を切るんですよね、資産として。つまり、積立金と将来の保険料、将来の保険料というのが資産の方に立って、過去勤務債務的な、過去約束されている債務、その比率をとると、積立金というのは実はもう一割を切っていて、まさに年金というのは、これからいただく保険料、それとこれから支払う年金との見合いで、百年安心というのを自公政権でおつくりになった。

これがなかなか、いろいろな外部の環境の変化で、私どもからすれば決して百年安心ではない。昨年の検証でも、非常にバラ色の数値を目標にしても結構代替率は低くなりますし、常識的に考えれば経済の動向からすれば、特に基礎年金を中心に非常に厳しい状況になるということでありますから、これは実は、トータルでいえば、余り積立金の部分が大きく影響するということではない、計算上は幾らでも計算はできますけれども、そこはもう十分大臣は御理解をされていると思います。

したがって、アメリカでは、二百兆円近い公的

年金の積立金は、一〇〇%非市場性の国債という形で、アメリカの財務省と年金の担当の間で運用しているわけです。非市場性の国債ですから、運用費用はかかりません。担当者が一人いればいいわけであります。

これは、実は日本でも同じことをやっていたんです。理財局というのがありまして、資金運用部が、昔々、郵便貯金のお金を預かったりしたときに、少し自主運用という、私が係長をやっていたころに自主運用という流れが来たときに、実は、理財局と郵政省の間では、担当者一人置いて、自主運用は国債を相対で私募の形でやっておつたということもありました。

ですから、本当は、国債のマーケットさえ十全に機能していれば、今全く機能しておりません、アベノミクスの結果国債市場は死んでいます、国債市場さえ十全に機能していれば、実は私なんかは、国債の非市場性の運用だけで十分だと思えますし、あるいはこれは考え方によってプラスマイナスありますけれども、超長期の物価運動国債を運用してもいいんだろと思うわけでありますけれども、その議論はきょうはしません。

国債原理主義的な運用ができなくなった中で、ともかく、百三十兆円のお金はGPIFという運用機関に運用させましょう。それは当たり前でして、個人で運用できませんから。今、修正積立というか、ほとんど賦課方式でありますけれども、個人が年金を自分で運用するというのは、まず手数料がかかり過ぎますし、それから、ともかくその方が引退するまでの期間、非常に限られた期間でありますから、期間の利益もとれません。これは大きな運用機関に任せて、規模の利益、そして期間の利益をとっていただく、そういうことが筋だろうというふうに、そういう立場に立ちましょう。そして、GPIFに運用させましょう。この前提でお話をします。

その上で、本当にこれは独立行政法人でやった方がいいとお思いですか、大臣。独立行政法人という手かせ足かせをはめられた非常にやりにくい

やり方で、運用機関ですよ、運用する、これは実は相当無理があるんじゃないか。

一つは、前も委員会で言いましたけれども、国民年金、厚生年金の出し手は国民であります。国民の虎の子のお金であります。これは、しかしながら、国民一人一人が運用できないと申し上げましたし、制度上、厚生労働大臣が代表してそれを運用する責務を負っていらっしゃる。それを厚生労働大臣が、今でいえばGPIFにお金を預けて、運用しないという形でやっていく。これは大臣、あのときも言いましたけれども、GPIFという運用機関のお客様、投資家は国民なんです。お客様は国民なんです。国民は一億二千万いらっしゃるから、それを代表して、受け手として厚生労働大臣が、ある意味投資家としてGPIFに運用を任せているという側面があります。

やり方、運用機関ですよ、運用する、これは実は相当無理があるんじゃないか。

一方、独立行政法人でありますので、中期計画のもとで、監督官庁は厚生労働省であります。厚生労働大臣が実は、独立行政法人という形をとっているがゆえに、GPIFの監督官庁である。サラリーマン社会でいえば上司になるわけですね。お客様が上司である、お客様が監督官庁であるというのが、GPIFが独立行政法人であるがゆえにそうなつちやつていくんですね。

それと、私ども自由民主党の中にも、それから公明党の中にもいろいろな御意見があつて、まだ、これはこれからの議論で、年金部会での議論を一巡した後、それから与党の中でも議論が始まるのではないのかなというふうに思っておりますので、私としては、それを見守りながら、今後どうすべきかということとは、与党の皆様方にもよく諮りながら、そして最終的には、国会の皆様方の御意見を聞きながら考えていかなきゃいけないのかなというふうに考えております。

これ、制度論じゃなくて虚心坦懐に、こういう形は本当にいいと思われませんか、大臣。

いろいろな議論があり得るし、実際にございまして、今、この委員会は、独立行政法人の法律としてのGPIF法を御議論いただくということでもございまして、私どもとしては、それを今お願いしているということでもあります。

我々、社会保障審議会年金部会で今議論をお願い

しているところでございます。去年の秋から冬にかけて六回、ガバナンスに関して作業班というのを植田座長のもとでやっていただきました。その前に、おとしの十一月に、御案内のように、閣議決定をされてつくられた有識者会議というのがございました。そこにも、今先生御指摘の組織論について提言がございます。もう御存じだと思いますけれども、伊藤隆敏座長の有識者会議では、独立行政法人は独任制の組織なので、それは改革の必要性が特に高いと書かれておられまして、それにかわって、合議制機関である理事会に重要な方針の決定を行わせるとともに、その専門性を云々、こう書いてあります。

それから、今申し上げた植田先生の年金部会の作業班においては、報告が一月の二十三日にございまして、そのときには、基本ポートフォリオその他のGPIFの基本的な事項の決定は、複数の理事の合意によって決められる合議制への移行が望ましい、また、理事会の決定を受けて業務を執行する執行部を理事会が有効に監督、監視するためには、両者がある程度分離され、両者間に一定の緊張関係が存在することが望ましい、こんなことが書いてございます。しかし、まだこれは一回しか議論していただけていないので、これからまたやっていただけたらいいと思います。

それと、私ども自由民主党の中にも、それから公明党の中にもいろいろな御意見があつて、まだ、これはこれからの議論で、年金部会での議論を一巡した後、それから与党の中でも議論が始まるのではないのかなというふうに思っておりますので、私としては、それを見守りながら、今後どうすべきかということとは、与党の皆様方にもよく諮りながら、そして最終的には、国会の皆様方の御意見を聞きながら考えていかなきゃいけないのかなというふうに考えております。

いずれにしても、百三十兆、大体給付の一〇%から一五%ぐらいの間の支出がこのGPIFから来るわけでございますので、修正賦課方式と言った方がいいのかと私は思っておりますが、国民

からお預かりをしている大事な年金資産だと思っ
ています。

○岸本委員 今おっしゃった、その議論のスピー
ドが遅過ぎるんですね。

昨年、基本ポートフォリオをお変えになられま
したけれども、それについても別の意見はありま
すが、仮にポートフォリオを変えられるのであれば、
大変なリスクをとりに行くのであれば、まさに
に大臣もおっしゃったガバナンスと車の両輪じゃ
ないですか。何でもかきよの法案審議のときにその
法案が出てこないんですか。徹夜で年金部会を動
かしていただいて、ガバナンスのあり方について
一定の結論を出していただいてもよかったですんじ
やないでしょうか。とても大事な話だと思います
よ。それは国民のお金なんですから。

それで、もとへ戻ります。ぜひ議論を速めてい
ただきたい、きょう間に合わないんだつたら、も
うすぐに審議を進めていただきたいんですが、そ
の際に、やはり独立行政法人になると手足を縛ら
れるんですよ。ですから、理事の数だって今一
人。それは横並びです。経費の削減とか、要
するに横並びで来るわけですよ。だけれども、運
用機関なんです。少し経費がふえたって、利
回りがふえればいいわけですよ。実は、そうい
う性質の機関なんです。ただひたすら金食い虫
で、国から交付金をもらっていますから、経費節
約しましょう、理事の数を減らしましょう、役員
の給与を減らしましょうという組織じゃ本来ない
はずなんです。

しかも、独立行政法人でありますと、透明性と
か説明責任を求められちゃうわけですよ。私も予
算委員会です。言いました。だけれども、これも
おかしい話でして、透明性を運用機関に求めるな
んてあり得ないですよ。透明にしちゃうたら先回
りされるじゃないですか。ヘッジファンドに先回
りされて、ほろもうけされておしまい。過去のバ
ターンが実はそうだったんですね。今回だって、
ポートフォリオを変えますよ、変えますよと言っ
ている間に、もう先回りされちゃっているわけ

ですよ。もちろん、株価は上がっていますよ。だけ
れども、それは先回りされている。

説明責任も、これも大変ですよ。これは運用
機関と投資家の間の実はエージェンシー問題で
すけれども、特に独法だと説明責任を求められま
すよね。そうすると、当然、今回水野さんがなら
れたとしても、GPIFそのものが、インハウス
をどれだけされるか知りませんけれども、実際自
分で運用するわけじゃありませんよ。それは当
然、運用会社を選んでいく。パッシブの運用なの
か、アクティブな運用がされるのか、それはそ
れぞれですけれども、つまり、ファンド・オブ・
ファンズなわけですよ。

だから、そういう形になったときに、当然、言
いわけをしなくりますよ。GPIFの。それ
は水野さんだつてそうでしょう、担当の職員さん
だつてそうでしょう。つまり、後で説明責任を求
められるというところは、人間ですから、言いわけ
のきく運用をしがちなんですよ。だからベンチ
マークを中心とした運用になりがちで、あるいは
お化粧品買いもしちゃうわけですよ。これはGPI
Fだけじゃないでしょう。民間だつてやります
よ、お化粧品買い。つまり、自分だけちょっと買
い損ねた株があつて、それが上がつていけば、年度
末締めるときにちょっと買っちゃつて、ポート
フォリオを合わせてしまう。実は、損をさせてい
るんですよ、そのファンドには。

そういうことは、つまり、説明責任を求めれば
求めるほど、運用利回りは悪くならざるを得ない
おそれが出てくる。さらには、透明性を言えば言
うほど、運用機関としては勝てない。だから、独
立行政法人ではやはりいけないんじゃないです
か、大臣。虚心坦懐に、いかがですか。
○塩崎国務大臣 これも年金部会でしっかりと議
論していただいて、それをまとめていきたい、こ
のように考えております。
○岸本委員 本当に、さっき長妻さんがおつ
しゃつたように、塩崎節を聞きたいですね、久し

ぶりに。守りに入られちゃっていますね。総理大
臣を目指していらつしやるんですね。せつかくの
厚生労働委員会じゃないですか。もう少し本音で
お話しをいただければと思いますが、お立場はあ
る程度理解はいたします。

では、さらに申し上げますけれども、もう一
つ、水野さんがきょうこの場におられないとい
うことと関係しますけれども、これも一度議論しま
した、OECDがしばらく前にレポートを出しま
した。確かに、これはレポートです。レポートで
すけれども、OECDが日本のGPIFに対して
実はレポートを出しているんですよ。運用の仕方、
あり方、ガバナンスのあり方について、OECD
に言われちゃっているんですよ、私たち。

それは、一つは、やはり理事会を設置しなさい
よ、理事会方式でやりなさいと。目標収益率、リ
スク許容度、特に、リスク許容度を決めてあげな
いと運用担当は大変ですよ。今、リスク許容
度というのは本当にきちんとした形では決まっ
ていない。運用委員会があるとおっしゃるかもし
れないけれども、資産運用方針を理事会で決める
い、こうなっているわけですよ。これは今おつ
しゃつた年金部会伊藤先生の考え方と似てき
く、通常、誰が考えてもそういう結論になるん
ですよ、合議制でやりましょうということになる
んですよ、OECDはそう言っています。

もう一つは、これはともかく国民の資産なんだ
から、年間の事業計画や予算や年次報告を日本の
国会に報告しなさいよ、あるいは承認を求めな
さいよとOECDのレポートでは言っています。私
もそう思います。だつて、国民のお金なんです
から。
去年、基本ポートフォリオを大きく変えられま
した。株式に随分大きくウェイトを上げられまし
た。これについては議論はしません、それは、
しかし、国民はあつさり知らないんですよ。自分
たちの年金、虎の子の資産なのに、聞いていない
んですよ。それは国会が聞いていないからです
よ。私たち国民の代表である国会議員、与党も野

党ありませんよ、自民党の先生方だつて聞いて
いないんですよ。これはおかしい。やはり、少な
くとも国会に対する承認あるいは報告、少なくとも
もチーフ・インベストメント・オフィサーは厚生
労働委員会に来て、自分の運用方針を堂々と開陳
すべきですよ。これも常識なんですよ。

ですから、これについて大臣、合議制の話はも
ういいです、少なくとも国会への承認、報告、そ
の必要性についてどう思われますか。

○塩崎国務大臣 OECDがペーパーを出してい
ることは私もよくわかっておりますし、そもそ
も、企業年金ではあります、年金の運用機関が
守るべきガイドラインというのを出していること
もよくわかっておつて、それにのつとつてその
ペーパーは書かれていてというふうに思います。
それにのつとつていくと、今先生が御指摘にな
つたようなポイントについてのアドバイスが出てき
ているんだらうな、あれは個人のペーパーです
から、そういうことなんだらうというふうに思いま
す。

国会との関係でありますけれども、これはいろ
いろあると思います。

例えば、これは、誤解を招くことも恐れず言
えば、私はGPIFが日銀のような組織になれば
いいとは全く思っていない、日銀のときでも、
国会との関係はどうあるべきかということは大議
論でありました。要は、細い赤い糸で結ばれて
いる二つの、政府と中央銀行という関係のその太
さの問題で、どう説明責任を果たすのかというこ
とでありました。

今回のことは、先ほど先生おっしゃつたよう
に、CIOが出てこい、こういう話でありますけ
れども、一つ忘れてはならないのは、先生、先ほ
ど来、独立行政法人とはという話をされています
けれども、独立制とさっきの伊藤ペーパーにある
ように、独立行政法人は最終責任はたった一人が
全部負うんですよ。これでありまして、理事は
単に理事長を補佐するだけです、GPIF自
身が何という名前に内規でしたかは別に、理

事はあくまでも理事長の補佐をするだけであって、最終的に責任を持つているのは、運用にも理事長が全て負うというところであります。

もう一つ忘れてはならない大事なことは、国民が受け取る年金そのものというのは、法律でもって決められています。運用でどうのこうのではございせん。年金は法律で負担も給付も決まっていますので、これは、どんなことがあろうともお約束どおり支払うというのが年金であります。

ただ、だから、では運用はいいのかといったら、そんなことはないで、それはもう安全かつ効率的にやれ、こう法律は厚生労働大臣に命じているわけでありまして、私が全てを負ってやらなければいけないという立場にあるので、運用の一つ一つについても、最終的には運用の責任は厚生労働大臣に回ってくるというところは、これはもう深く認めていかなければいけない。それはもう認めるもくそもない、これは法律そのものでありますから。ちよつと今、余りいい言葉じゃないのを使っちゃいましたが、ということでありまして。

○岸本委員 今の、後半は少し議事録から削除した方がいいと思いますが、それはともかく、今おっしゃいました、まさにそのとおりです。だから、私は、独立行政法人というあり方もやめ、組織を合議制にした方がいいということを申し上げているわけです。

今大臣が図らずもおっしゃった、法律上、積立金の運用は、専ら被保険者のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行う。安全かつ効率的に行う、今まさにおっしゃいました。安全かつ効率的に行う運用というのはどういう運用ですか、具体的に説明してください。

○塩崎国務大臣 今、たしか、GPIF法には安全かつ確実にと書いてあると思います。この安全かつ確実にというのが安全かつ効率的にというのは大分違うと思います。安全かつ効率的にというのは、これは厚生年金法などに書いてありますが、これはやはり、きちつとやるべきことをやって利回りも効率的に回してくれ、こういう法律的な要

求ではないかというふうに私は思っています。

○岸本委員 それが具体的にどうなっていたのかということなんですけれども、安全かつ確実の方なんですしょう。

実は、二〇一三年の十二月十八日に、厚生労働省の審議会、まさに年金部会で、米沢さん、GPIFの運用委員長が次のように発言されていまして、つまり、運用の考え方はどういうことなのかというところ、リスクは国内債券並みのリスクに抑えるというところで暗黙の合意でやってきていました。

まさに法律の言う「安全かつ効率的」あるいは「安全かつ確実」、違つかもしれませんが、実際、要するに、年金というのは本来、債券中心主義で基本は運用するんですよね、マーケットさえ生きていけば。その中で米沢さんは、リスクは国内債券並みだ、それが暗黙の合意だ、これが安全かつ効率的、安全かつ確実だということをおっしゃっているわけで、これが具体的な運用の仕方だったんです。

ところがどっこい、国債のマーケットが崩れちゃったんですね。きょう、長期金利は〇・三五五%ですか、〇・四を切っちゃっています。これでは、皆さんがおっしゃるように、名目でも実質でもいいですけれども、賃金の上昇率を上回る一・七%ポイントの運用を上げるといふのは、それはできにくいでしょう。だから、去年無理やり、基本ポートフォリオをお変えになった。

では、今何で国債のマーケットが破壊されているのか。アベノミクスの強引な第一の矢によって日本銀行の金融政策が国債のマーケットを破壊しているから、そうなっているわけです。

これは、エコノミストでもあられる大臣、どう見ていらつしやいますか。やっていることがぐちゃぐちゃじゃないですか。

【委員長退席、高島委員長代理着席】

○塩崎国務大臣 去年、基本ポートフォリオを変えらるに当たっての大前提は、財政検証でありました。財政検証は、将来の経済の見通し、前提とい

うものが極めて大事であって、それについては年金部会の中で専門家が集まって経済条件を提示して、そして、これは厚生労働大臣から基本ポートフォリオを決めるに当たって名目賃金上昇率プラス一・七という数値を与えて、これ以上の利回りで回してもらわないと年金は将来約束どおり払うことができないということになったわけでございます。

それは前提があつて、今国債市場についてのお話がありました、私はアベノミクスが国債市場を破壊しているとは思っていません。それは評価の問題ですから意見はいろいろあると思いますが、けれども、むしろ問題は、将来金利がどうなるのか、成長率がどうなるのか、これで運用は決まってくるわけであつて、これだけデフレから脱却をして経済が中長期的に新しい局面に入ったときに、今までのような運用のポートフォリオで約束どおりの年金を払えるのかという観点から、専門家が集まって基本ポートフォリオの大議論をしてもらつたというふうには思っています。

その結果、国債一〇〇%で仮にやつたとしたら、このままではとてもではないけれどもお約束どおりの年金の支払いはできないという結論でございまして、以前のようなポートフォリオでも、やはりそれでは賄い切れないおそれが高いということで、いわゆる標準偏差は、ぶれはそれぞれ多少あつたにせよ、長期的に見て、年金で国民に対して約束している支払いができる利回りを確保できる確率が高いという組み合わせを選んだというふうに私は理解をしているところでございます。

先ほど、国債で運用しているアメリカの例をおっしゃられましたけれども、あれは言ってみれば完全賦課方式と同じようなものでありますので、それは言ってみればデポしておるようなものであると私は理解をしています。あれは運用と云うには値しないやり方で、彼らは彼らの、一〇〇%国債で運用しているのではなくて、ペイローラタックスを一時預かつてもらつているという格

好ではないのかなというふうに私は理解していますので、国債市場の問題については多少見方が違つかもわかりません。

【高島委員長代理退席、委員長着席】

○岸本委員 基本ポートフォリオの見直しについて議論するとまた一時間かかりますので、もう時間も来ましたので、それはまたの機会にさせていただきますけれども、少なくとも、基本ポートフォリオの見直しについての説明の仕方、もう少しやはりGPIFはきちんと説明をすべきであつたのではないかと。

標準偏差をリスクだと従来言ってきたのを、今回は、まさに今大臣がおっしゃった下振れリスク、運用利回りが下振れるリスクをリスクとおっしゃるようになされた。これは、やはり国民はわからないですよ。少なくとも、それは変えられるときに国会で審議していないんですよ。厚生労働委員会、我々国会議員、国民の代表たる我々が、今おっしゃった基本ポートフォリオの変更についての考え方の変更について納得していないんですよ。

これは、やはりGPIFのあり方としては問題があるのではないかとこのことを指摘させていただきたいと思ひますし、もう一度、少なくとも、基本ポートフォリオを専門家が集まつてお変えになったという今のたてつけを我々は否定するわけにいきませんから、そうだとするならば、ともかくガバナス改革を一日も早く行つていただきたい。これは、私は大臣と思ひは一緒だと思ひます。まさに年金部会で議論をしていただいていますけれども、だけれども、今言つたように、誰が考えても、常識的に考えていけば、やはり独法ではない合議制の機関で、きちんとした運用の組織にする方がそれはいいだろうということになると思ひます。

スピーディーな年金部会の回しと、そして一日も早いガバナスの改革を、大臣だからできると私は信じておりますよ。塩崎さん、やつてくださ

以上、質問を終わります。ありがとうございます。

○渡辺委員長 次に、岡本充功君。

○岡本(充)委員 岡本です。

きょうは大臣と少し議論をしていきたいと思っておりますが、先ほどの岸本委員ではありませんが、私も、塩崎大臣、ぜひ厚生労働省のさまざまな課題に果敢に、そして積極的な姿勢でまさに課題を克服していただきたいと本当に思っています。そういう意味で、私はきょう、政府参考人を登録させてくれという役所からの申し出がありましたが、それを断りさせてほしい。大臣と少しお話をしたい。

特に、今回、この独法の法律に関して幾つか議論の前提となる資料を用意してくれという中で、本当にここに至ってまだ出てこない資料がある。それは、私は、重要な議論のポイントとなるものでありますから、これをきちんと用意してもらうことは必要なんじゃないかと思っています。

一点目は、お手元にお配りをさせていただいております資料のうち、皆様のお手元には二ページ以降、先ほど長妻委員からも指摘がありました、ことしの四月一日の朝日新聞の記事にあります「医師に謝礼 一千万円超百八十四人」というものに基いて、では、実際、今回の法案の審議の対象になっている独法の一つである労働機構の労災病院、どのくらいの医師がどのくらいお金をもらっているのかと調べてくれ、そういう話をしたら、出てきたのが三ページ目。

これは一年分じゃないんですね。一年以内の短い期間でこれだけもらって見えるわけなんです。が、そういう意味でいったら、一年間にするとまたこれより大きな金額になるんですよ。六百万円以上もらっている。

それをさらに調べてもらって、どういうふうにしてこれだけもらえるのか。四ページ目に出てまいりました。一部の医師はこの一年に満たない期間で四十二回も講演をしたり、それから、場合によっては時間内にこうしたアルバイト的なことを

やっているという実態が出てきた。これはおかしいじゃないか、この実態はどうなんだということ。を調べてくれという話を例えはしているわけですね。

これについて、製薬メーカー側が公表しているデータに基づいてきちとした資料を整えて出したいだけなのではないか、承知をしていますか。○塩崎国務大臣 申しわけないですけれども、細かなことはきちんと聞いていなかったものですが、今事務方から聞いたところでは、製薬会社ごとの公表資料から抽出した、製薬会社が労災病院の医師に支払った講演料や原稿料等の二十五年度の実態、これでよろしいんですか。

これにつきましては、二十日の月曜日までに提出をさせていただきたいということ。事務方は考えているようでございます。

○岡本(充)委員 これは時間内に勤務している実態があるわけですから、こういう実態をしっかりと調べていかなきゃいけないのに、二十日だという話では、とてもじゃないけれども、やはり問題じゃないですかということ。指摘したい。

それで、九ページ以降、これは二〇〇八年の五月十六日の私の議事録です。このときにも同じ問題を指摘しているんですね。贈与等報告調査一覧表というのを出させていたでいて、これと見合いのものを今回いただきましたね。このときはナショナルセンターの話でしだけれども、このときにも、大変不自然な、いわゆる勤務外のある意味報酬を得ているという実態を指摘したところ、当時の舩添大臣はこう答えている。最後の十一ページを見てください。

もちろん、それは今のところ、ちゃんとルールに基づいて年休もとって、しかるべき出張届も出してやっていると報告は受けておりますが、少し細かく精査をした上で、国家公務員としての職務の使命にもとらなかなことがあれば、それは厳しく対処をしたいと思っている。これはもう、作業の時間がどれだけかかるか、いろいろなこと

はありますけれども、私は指示を出して、できるだけ早くお答えするようにします。

○塩崎大臣も、ぜひリーダーシップを発揮していただいて、これはしっかりと実態を見た上で法案審議をしたいと思っております。いかがですか。

○塩崎国務大臣 きょうは、局長が答弁するということで余り細かいことは聞いておりませんでしたが、私も、時間内に講演をしているというの、最初に不可思議だなというふうに思って、これはどういう意味なんだと聞きました。そうしたところ、いわゆる報酬がない、仕事として講演をするというのは、それは十分あり得る話であるので、そういうものだという説明があったのであります。

しかし、先生今お話しのように、こういうものがあるのかということ、時間内は特に調べておくべきことであろうと思っておりますので、私の方から督促をして、早くするように言いたいというふうに思います。

○岡本(充)委員 これは大前提として、私は、やはり労災病院の医師の給与の問題もあると思っております。国立病院機構も同様ですけれども、やはり本俸がきちんと支払われているということがあれば、私は、一定程度、こういう話が出てこなくなるんじゃないかと思っています。前回の質疑のときにも指摘をしているんですが、やはりこうした公的病院の医師の給与のあり方というのを少し考えないと。それは医系技官の皆さんも同様だとは思いますが。医系技官の皆さんも、場合によっては、昔は監修をしていたことがあったんじゃないかと思っています。

そういう意味で、少し、網羅的にもっと調べてもらいたい。それで、やはり改善するべきところを改善して、こういう話が出てこないようにしたい。平成二十年にこれを質問して、七年たっているのに何でまた同じ話が出てくるんだという思いは、私、正直あります。同じ話をまたやっているんですね。

このとき舩添さんはこう言われていた。でも、今、舩添さんは大臣じゃないから答弁される立場にないかもしれないけれども、これは本当に繰り返すにようになります。今回で最後になるように、大臣、徹底的に、国立病院機構を含め、厚生労働大臣がある意味関与し得る、そうした職種の皆さん、全部調べてもらえということ。よろしいですか。

○塩崎国務大臣 ちよつと迅速な話で恐縮ですが、インハウススローヤーというのは、なかなか、なぜふえないんだということと似たようなところがある。厚生労働省にも、あるいはほかの行政、県庁とか、ほかのところにも、なぜ医師が少ないうかというのを考えると、やはりそこはいろいろ考えられるだろうと思っております。使命感と、生活をしていくということ、あるいはプライドとか、そういうものもいろいろありますから。

そういうことも考えていかなきゃいけないことは先生今御指摘のとおりだと思いますので、今どんなふうにも国立病院機構、少なくとも国のテリトリーの中の医師がどういう扱いになっているのかということについて調べてみたいというふうに思います。

○岡本(充)委員 それも二十日までにはいただけるということ。よろしいですね。

○塩崎国務大臣 今は私の一存で言っていますから、それができるかどうかというのはいくぶんわかりませんが、できる限り努力はしてみますけれども、できる範囲内で、まず二十日に御報告申し上げるということにしたいと思います。

○岡本(充)委員 ぜひこれは理事会でも今後扱っていただきたいと思います。委員長、いかがでしょうか。

○渡辺委員長 理事会で協議をさせていただきます。

○岡本(充)委員 理事会で協議をするという話になりましたが、この理事会で協議をするという話は、後ほどちよつと話をしたいと思っております。

もう一つ出てこなかった資料が六ページ目。これは、独立行政法人のいわゆる効率化がどう進んでいるのか。取り組み例だけ出してきて、これは例なんです。

一体幾ら削減をすることができたのか。取り組み例じゃなくて、きちつとそれを例示して、これは抜け落ちていても例ですから済みませう。そうじゃない。きちつと説明をしていただきたい。どのくらいまさに独法になってさまざまな無駄削減をしてきたのか、これを明示的に出すべきだというふうに考えます。そうでなければ、独法にした意義の一つは、やはりこうした自助努力にあると思っておりますから、評価できないじゃないですか。

これは、きちつとやはり、大臣、数字を出していただませんか。
いや、大臣。だって、答弁者は大臣だから。
○渡辺委員長 山本副大臣。(岡本(充)委員「ちよとと待つて。答弁者は大臣でしょう」と呼ぶ)その後にはちゃんと聞きます。
どうぞ、答弁してください。どうぞ。

○山本副大臣 今お示しいただきました六ページのところ、例示だけだったのでございますが、この間ちよとというところと調査をさせていただきます、今の中期計画期間中の業務経費、一般管理費、人件費の額で、例えば労働安全衛生総合研究所、五年間で約一億二千万円の削減、そして福祉医療機構、三年で約一億八千万円の削減などとなっております。

○塩崎国務大臣 先生は、組織として全体の削減というか合理化をどれだけやったのかというのを、目標と実績を見せろ、こういうことだろうと思いませんか、どこまでできるのか、ちよとよく聞いてみないとわかりませんけれども、今の御要望に込められるように、中期計画とかそういうのもちゃんとできているはずでありますので、やってみようというふうに思います。

○岡本(充)委員 いや、できるだけじゃない。それはできなさやおかしいんですよ。だって、目標

があつて、計画に対して評価をしないといけないで、それが、できるだけということはないです。出すとちゃんと明言していただかないと。

それも、いつまでに出すんですか。そうしないと法案の質疑に、いや、この採決には言いませんよ、それは。だけれども、これでは。これはやはり、少なくとも本会議の採決ぐらゐまでに出せるとか、そういうめどぐらゐ出してもらわないと。

委員長、時計をとめてください。

○渡辺委員長 塩崎厚生労働大臣、どうですか。(発言する者あり)

では、とめてください。

〔速記中止〕

○渡辺委員長 速記を起こしてください。

塩崎厚生労働大臣。

○塩崎国務大臣 二十日までに御一緒にやりたいと思ひます。

○岡本(充)委員 であれば、これはやはり二十日以降に審議するべきだと思うんですけれども、委員長、どうですか。

○渡辺委員長 この法案については、今回の委員会において質疑をして、進めていきます。

○岡本(充)委員 独法にしたことの意義の一つは、やはり、中期計画を立てて、それぞれが自律的に目標に向けて頑張つてやっていくという話じゃないですか。その総括がなくて、その独法の中身について、統合するから審議してくれというのは、やはりそれは無理がありますよ。ちゃんと出してもらいたい。

だから、二十日に出すというなら、これは補充質疑をするなり何か、委員長、ぜひ理事会で協議してもらいたいし、今、委員長からもそうした方針について明示的にお話をいただきたいと思ひます。

○渡辺委員長 基本的には、今の中期計画についての削減目標とかいうこの問題については、今大臣の方でお話がありましたけれども、二十日までにと明言をしたわけでありまして、これはその

まま進めていきたいというふうに思ひます。(発言する者あり)

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○渡辺委員長 速記を起こしてください。

ただいまの件につきましては、理事会で協議をさせていただきます。

岡本充功君。

○岡本(充)委員 理事会で協議するという話になって、どういうものが出てくるかというのをちよと示しましょうか。

八ページ、これは、ことしの予算委員会、二月二十五日、私が質問したんです。高度プロフェッショナル法案の中で、時間とそして成果との関連性が通常高くないと認められる業務、こういう話がある中で、では一体、時間はわかる、成果とは何ですかというのを聞きました。そうしたら、大臣はこうおっしゃられたんです。「法律的にどういうふうな定義をするかということについては、また法律を目的前にしてきちつとした定義を示したいというふうに思ひます。」こう答弁された。このときも、理事会で協議をするという話になりました。

法律が出るときに示された定義とは一体何ですかと言つたら、七ページ、出てきた。

「成果」は、一般的には「なしたえたい結果。できばえ。」という意味であるが、「高度プロフェッショナル制度」の場合においては、事前に設定された業務目標に照らして、定量的かつ客観的に判断されるものであると考えている。

これらは各企業において個々に決められ、また、業務の内容によつても異なるものであるため、一概にお示しできるものではないが、例えば、「金融商品のデイトリリング業務」に従事する場合は一定期間における一定の利益といったものが想定される。

ということ、これは定義ではないんですね。想定している話なんです。定義をお示しいただけると、大臣、ここでお約

束したじゃないですか。結果として出てきたものがこれでは、大臣、これは大臣は御存じなかったんだと思う。さすがに、塩崎大臣ともあるお方が、これで定義だと言われることは僕はないと思うけれども、定義を示すと言つていただいたんだから、やはり定義を示していただかないと。

そういう意味で、理事会で協議をしたけれども、出てきたものがそれではなかったという一例を示しましたが、これでは困るんですね。これは、大臣、定義じゃないですよ。

○塩崎国務大臣 議事録をおついていたでいて、私の発言がございすけれども、私も、このときに申し上げたのは、法案に定義を書き込むという意味で言つたわけではないつもりでございます。しかし、法案として、一体成果とは何だ、こう言われれば、やはり説明をしないといけないわけですから、それを私は定義と申し上げているので、今お示しをいただいた、これは実は私はまだちよと見ていなかったんですが、成果をどう説明するのかということは、私もとしても、こういう形でまずお出しをしましたが、法案審議の中ではつきりさせていきたいというふうに思つております。

○岡本(充)委員 法律を目的前にしてきちつと定義を示したいと大臣は言われたんですよ。

大臣が知らなかったページを事務方が、大臣の答弁なのに、大臣が知らないままこれを持ってきたこと自体も私は問題だと思ひますよ、正直。正直、今、すごい発言だと思ひます。

大臣、それ一つとっても、やはりしっかり役所の中を指導していただかないとだめですよ、これは。いかがですか。

○塩崎国務大臣 法案審議ではないのであれですけれども、あえて言えば、この高度プロフェッショナル制度の場合において、成果というのは、事前に設定された業務目標というものがあつて、それはやはり定量的で客観的に判断されるものでなければ、なかなかこれは評価ができないわけでありまして、一つ一つについてはそれぞれの目標

というのが設定をされるんだろうというふうに思っています。

その際に、定量的かつ客観的であればあるほど、やはりきちっとした定義に、そのときそのときの高度プロフェッショナル制度のもとの成果になるわけでありまして、それを全体としてどういうふうな表現をするかという、さっきのようなことになるのかもわかりませんが、いずれにしても、定量的、数量的、客観的に判断をされる目標というのがやはり示されないと、なかなかこれは成り立たないんじゃないかなという感じがいたします。

○岡本(充)委員 定義というのは、そういうふうな時々によって移り変わるものじゃないかと思えますよ、大臣。やはりそれはきちっとした大前提であつて、そこをスタートに議論がスタートするわけですから、定義は、今大臣がおっしゃられたようなものではないかと思えます。

委員長、今お話をさせていただいたように、こうした、議事録に残っているも残念ながら明確なものが示されていないという現状もありますので、もう一度確認をしたいと思えます。理事の皆さんにもお願いをしたいと思えます。ぜひ、どういった資料が出るのか、委員長としてもそこはきちっと担保していただけるのかどうか、御確認をいただきたいと思えます。

○渡辺委員長 この件につきましては、理事会協議をさせていただきますが、今、その議論の経過も私自身も拝聴させていただいていますので、しつかりと頭に入れて理事会で協議をいたしたいと思えます。

○岡本(充)委員 本日に重要なデータ、唯一出てきたのが一ページ目。私、これは正直申し上げて、どうかと思つた話でした。老福機構で障害者の雇用率を虚偽で報告していた。障害者の皆さんを法定雇用率どおり雇っていると言っておきながら、実際は、ふたをあけてみたら、雇っていない。雇っているといった虚偽の報告を上げていたこの事実。それで、慌てて雇い始めた人たちが

は一体どうかという、もうほとんど非正規雇用で雇っている。これは事実ですね、大臣。

○塩崎国務大臣 これは、お配りいただいたとおりでございます。

○岡本(充)委員 大臣、障害を持たない皆さん方は正規職員の割合の方が高いんですよ。障害を持つ皆さんは圧倒的に非正規ですよ。障害を持つ方、二百五十七人、非正規雇用、そして正規雇用はわずかに四十四人じゃないですか。これはやはり見直していかなきやいじゃないんじゃないですか、どうですか。

○山本副大臣 御指摘のとおり、三百一名中二百五十七名が非正規となっております。

この点につきましては、御指摘も踏まえまして、今後、正規職員の採用に当たって、障害者の方々にしつかりと広報をさせていただいて、障害者向けの就職説明会や、障害者に配慮しました採用試験等を行わせていただきまして、積極的に正規社員として採用してまいりたいと考えております。

○岡本(充)委員 この資料も結構出るのに時間がかかったんです。本日に時間がかかりました。

大臣、役所の中、特にこうした重要な問題について資料要求がある中で、どのようにしてその資料をつくっていくか。いや、私も、先ほどのどなたかの話じゃないけれども、無理に残業してやってくれと言つてもいらないし、あんまりな業務量であれば申しわけないと思う、それは。

ただ、先ほどの、例えば製薬メーカーのデータを集めるのだって、全省挙げてさまざまなツールを使えばもっと早くできるんじゃないか、そう私は原課の方に言つたんですよ。ところが、局を越えたらなかなか頼みづらいのだ、国会で言つてもらえばまだできるんだけど、こういうふうな、あそこで笑っている課長もいらつしやいます

が、しかし、そういうふうな答弁をするんですよ。それじゃだめなんですよ。やはり、役所として、必要なデータ、局を越えてでもきちっとつくるといふ体制をつくらなきやだめですよ。基準局

だけでやつていたらそれは難しいでしょう。そういうまさに全省挙げて、せつかく厚生労働省なんですから、労働省じゃないんですよ、そういう風土を改めていく、そういう御決意をいただかせんか。

○塩崎国務大臣 おっしゃる通りに、厚生省と労働省が一緒になるというのは世界的に見ても珍しいことでもありますから、いい、プラスの効果が出るように、今おっしゃつたように、統一して一つの方向を向けるように、先生の言うような、今のようものがさつと、出るものが遅く出るんじゃないかと、出るものはちゃんと出るというようにしたいというふうに思います。

○岡本(充)委員 それで、今後の理事会の協議だとは思いますが、私は、これは絶対補充質疑をやすべきだというふうには思いますが、そもそも本当はここから始めたかった。

つまり、私が聞いたかったのは、労災病院がなぜ労災病院としてあるのか。労災病院がある意義とは一体どういう、どこに意義があるのか、それをまず、根本的な問題ですが、聞いたかったんですね。

大臣の手元には恐らく役所がつくつたペーパーがあるんでしょう。しかし、一般の市中病院と比べて労災病院じゃなきやできないことって、大臣、何があると思えますか。本日に労災病院が目指すべき方向性というのが明確になつていなければ、私はやはり他の公的な病院と統合していくべきじゃないかと。

これは、私が政務をやらせていただいたときからお話をしていたテーマなんです。検討してくれという話もしてきたけれども、これはある意味、中途で終わっています。本日に、労災病院が労災病院という名前であるその意義というのを私はもう一回考えるべきだと思いますが、どうでしょう。

○塩崎国務大臣 これまで、労災病院は、脊損とかアスベストとか、専門的な、労災に特化した医療の提供ということが一番でございましたし、ま

た、その労災疾病に係る臨床研究というのを本来やつていたはずでございますし、また、勤労者の早期復帰支援のモデル的医療ということで、やはり専門的な知見、設備を生かした取り組みを今までやつてきたつもりであつても、十分じゃないかもわかりませんので、これをやはり強めていくというのが大事かなというふうに私も思います。

労災病院の医師は、労災認定に係る専門的な知見による意見書の作成とか、アスベスト関連疾患の労災認定のための石綿小体計測検査の実施など、労災補償制度を医療面から支えるというユニークな、言ってみれば一つしかない役割を担っているということもあるわけでございます。

今回、この両法人を統合するということについて、いや、国立病院機構と一緒にすべきじゃないかというのが先生のお考えだと私は聞いておりますけれども、それはそれとして、先生の一つのお考えとして、ある面、真理ではないかとは思いますが、私どもとしては、今回のこの法人の統合によって、労災における治療、それから病歴、職歴に関するデータの収集とか、収集したデータを活用した基礎研究、応用研究、研究成果の事業場への提供による労働災害の予防とか職場復帰支援とか、こういう予防、治療、職場復帰支援を総合的に展開することが可能になるんじゃないかということで、こういう形でお願いを申し上げているということでございます。

○岡本(充)委員 大臣、今おっしゃられましたけれども、本日に冷静に考えてみて、労災病院でしかできないこと、病歴の徴取だと言われました。職歴の徴取。それも私は、正直、ああ、いいアイデアかなと思つたんです、聞いてみえるかもしれないが。

ただ、これも、集めているデータを解析しようと思つたら、ビッグデータだと役所の方は言うんだけれども、結局これは、ふたをあけてみると、ソートをかけることができないんですよ、一部かけられますけれども。何万件もある情報の中から、こういう働き方の人がどういう疾患になつて

いるかというものがもし出れば、これは意義があると思います。

ところが、どうやら今のコンピューターシステムではそれが出せないです。職歴について情報を集めているけれども、それを活用するためにはさまざまな制限がかかっている、結果として、そのコンピューターを運用できない、こういうふうになっているのだとか、それから、今の労災に対する研究、産業医科大学なんかもやってみえます。いろいろな大学なんかでも予防医学なんかでやっている。そういう意味では、労災病院だけが唯一やっていることではないですね。

私は、労災病院を潰せと言っているわけじゃない。やはり労災病院のあるべき姿と、そしてその方向性を明示しないと、先ほど、厚生と労働が合体したじゃないか、世界に類を見ない、いい事例だ、それはそれで結構なんです。では、枠を超えて統合したらいいじゃないですか。労働系の官僚が自分たちのある意味ポジションをつくり、厚生系の官僚が同じように病院を持ち、それぞれ持っているというふうにしかならない見えないんですよ。

だから、それを統合していけるかどうかは、やはり大臣のイニシアチブですよ。今回はこの統合でも、それはそれで一つのステップかもしれない。でも、その次はそれを見据えるんだということぐらい、大臣ぜひ、検討してみたいぐらいは御答弁いただけませんか。

○塩崎国務大臣 今回初めて、民主党時代に国立病院機構と労災病院を合体すべきだという御意見があったということは聞きましたし、今、生の声で先生からも拝聴しました。

それが一体どういうメリットがあつて、今我々が提案していることで限界は何なのか、そういうことも含めて、私は、どういう考え方が、今の先生の、最大のメリットなのかということもちょっとまだよくわからないところがありますから、検討してみたいというふうに思ったところでございます。

○岡本(充)委員 メリットは幾つかあると思いますが。いろいろ、物品購入だって、量が多くなれば、大きくなるだけメリットが出てくるはずですし、さまざまな研修だって一カ所で同じようにできるようなって来るでしょうし、やはりスケールメリットというのは出てくると思いますので、その点も踏まえて、役所が持つてくる数字をよく見ていただきたいと思ひます。できるだけ合併したくない話を持つてきますから。それをやはりうのみにせずに、よくつぶさに見ていただければ、それはわかると思います。

その上で、もう一つだけ私が質問したいのは、独立行政法人勤労者退職金共済機構のいわゆるお金の運用についてですね。

資産運用委員の任命の考え方と、どのような人物を任命し、そして報酬はどのくらいになっているか、お答えいただけますか。

○塩崎国務大臣 勤労者退職金共済機構の新たにつくる資産運用委員会、この委員の人選については、今後検討することになっておりますが、中小企業で働く方に退職金を確実に支払うというという中小企業退職金共済制度の趣旨、目的を踏まえて、金融、経済などの専門知識に基づいて適切に議論していただける方を選ばないかぬというふうに思っているわけでございます。

報酬についても、これは類似の機関における報酬とのバランスを考慮しながら今後検討したいというふうを考えておまして、特にまだ、どのくらいというのを決め込んでいるわけではございません。

○岡本(充)委員 類似というのは、一体、具体的にどういうものを指すんでしょうか、類似の機関というのとは。

○塩崎国務大臣 当然のことながら、先ほど議論をいただきましたGPIFもこの運用機関であります、サイズはでつかいわけでありすが、それが一つ参考になる組織ではないかというふうに思ひます。

○岡本(充)委員 そういう意味では、先ほど来話

になつてゐる、規模は確かに違ひますけれども、お金の運用のあり方、そのポートフォリオの見直し等をどういうふうにしていくかというのはい一つテーマになつてくるんだらうと思ひますが、これについてはどのようになされるお考えですか。同じように株式の比率を今後高めていくというようなことがあり得る、こういうふうな考え方でしょうか。

○塩崎国務大臣 今のポートフォリオは、国内債券がたしか八割ぐらいになつてゐたと思ひます。七六・九％は国内債券、国債になつてゐます。

この基本ポートフォリオは、退職金給付に必要な運用利益を確保でき、かつ効率的な資産運用となるように策定されてゐるわけでありすが、現時点で直ちに見直す予定はないというふうには私は聞いてゐます。

中小企業退職金共済制度と公的年金制度では、資産運用において求められる水準というのがやはり異なる、前提が違ふということがありまして、GPIFが基本ポートフォリオを見直したからといって、直ちに勤労者退職金共済機構の基本ポートフォリオを変更する必要はないというふうには考えてゐるところでございます。

○岡本(充)委員 直ちにと言われますけれども、その求められる水準が違ふということですが、具体的にどういうふうにならうと大臣はお考えなんですか。

○塩崎国務大臣 この中小企業退職金共済制度の予定運用利回りは、今一・〇％でございます。GPIFの方は、御存じのように、先ほどもちょっとお話が出ましたけれども、名目賃金上昇率プラス一・七という数字でありますので、そのくらゐ違ふということでありまして。

○岡本(充)委員 これは退職金ですから、やはり物価に連動してゐた上から方々一定程度求められるんじゃないかと思ひます。今の話ですと、政府が目指してゐる物価の上昇率に追いつかないんじゃないか、こういうふうにならうと思ひます。

けれども、その点についてはいかがですか。

○塩崎国務大臣 それは、この退職金の仕組みと目的、意義を踏まえた上で、新しい運用委員会御議論いただいて決めていただくことになるんだらうというふうには思ひます。

○岡本(充)委員 だとすれば、なおさらやはりどういう人を選ぶのかというのをもう少し明示する。

それから、報酬がやはり一つの、ある意味、いい人を呼ぼうと思へばそれなりの報酬を用意しなきゃいけないというのはあるんだと思ひます。そういう意味で、私は、そういう報酬のめぐらひはここでやはり示すべきじゃないかというふうには思ひます。特に、またこれが株価対策に使われるというふうなことになるのは困るなという思いもあるの、もう一度だけお答えいただけますか。

○塩崎国務大臣 実際の報酬の水準を私から申し上げるわけにもいかないと思ひますが、それは独法が決めることであります。

これは五兆円の資産運用をするという組織であります。したがって、それを踏まえて、なおかつ公的な役割というものの、特に中小企業に対しての大事な退職金の制度だということ、今御指摘のとおりでありますから、それを踏まえた上で、常識的な報酬というものがなければ五兆円をちゃんと運用する人という人が来ていただけないだらうと思ひますので、そういうことも考えて決めていかなきゃいけないというふうには思ひます。

○岡本(充)委員 続いて、GPIFのガバナンスについて、前回も指摘をさせていただきましたけれども、今の話とも絡むんでいただけます、では、前回の質問で指摘をさせていただいた、いわゆるGPIFの職員、それから厚生労働省もそうです、知り得る立場にある方々の株、投資信託等の運用禁止について、その後どのように議論が進んだか、ちょっと御説明いただけますでしょうか。

○塩崎国務大臣 投資信託等の金融商品の取り扱いについては、厚生労働省の職員に関してです

が、特段のルールを設けているわけではございませんけれども、国家公務員倫理規程で定められた倫理行動基準においては、国家公務員は、その職務や地位をみずからの私的利益のために用いてはならないこととされているのは、もう御案内のとおりであります。

このため、例えば、職務上知り得た秘密を利用して投資信託を購入し、そして経済的利益を得た場合には、国家公務員法第九十九条の信用失墜行為として懲戒処分の対象になり得るわけでありまして、この点については、研修等の場を通じて職員に周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○岡本(充)委員 その点についてはもう一度後で聞きますが、GPIFはどうなんですか。

○塩崎国務大臣 GPIFにおいては特に禁止をしているわけではないと聞いております。

○岡本(充)委員 であるから、前回、私はそれを指摘したんです。

大臣、これは紙にして通告の文書を厚生労働省にお渡ししているんですね。確かに質問の順番は変わりましたが、私、だけれども、それが、申しわけないけれども、大臣のところに届いていないのかどうかは知りませんが、通告をしている話ですから、ぜひ御答弁いただきたいんです。

GPIFを今後どういうふうに、投資信託による、インサイダー等を防ぐのかということについて前回も議論したと思いますが、それについての進捗を聞いています。(発言する者あり)

○渡辺委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○渡辺委員長 速記を起してください。

塩崎厚生労働大臣。

○塩崎国務大臣 これはGPIFが決めることでございますので、GPIFの方に方針を確認しないといけないと思います。

○岡本(充)委員 方針を確認していないんですか。

○塩崎国務大臣 特に定めがないというふうに聞

いております。

○岡本(充)委員 だからどうするんですかという話をこの前して、その後どうなったんですかという話を私は今聞いているわけです。これは通告していただきます。それはGPIFに今から聞く話じゃないんですよ。お願いします。(発言する者あり)

○渡辺委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○渡辺委員長 速記を起してください。

塩崎厚生労働大臣。

○塩崎国務大臣 私どもの事務方が先生と接触した際に、前回の議論のときは厚生労働省の職員の扱いについてであったというふうに理解をし、また今回も、GPIFの職員ではなくて、厚労省の職員の話というふうに理解をしたというふうになっておりましたので、今、GPIFの職員の扱いについてどうなのかということについては、大変申しわけないんですけれども、今は調べていないので、これは改めて問い合わせなければいけないというふうに思います。

○岡本(充)委員 委員長、お渡ししてもいいんですけれども、私はこれをそのまま渡しているんですよ。「GPIFのガバナンスについて」、株の運用に当たって、職員の株、投資信託運用禁止についてどうなったかを書いてあるんです。厚生労働省の職員なんて書いていないんです。これを送っているんです。

それで厚生労働省だと言われるのでは、これはもう話にならないんです。だって、何のためにこの紙をファクスしているんですか。もう一回答弁。

○塩崎国務大臣 そのように先生は御説明になられますけれども、一、二、三、四、五とあって、三つ目に「GPIFのガバナンスについて」とございまして、ここでGPIFのガバナンスの話はきょう他の先生方からたくさん出ていましたので、こういう話かなということ、この投資信託の問題についても、厚労省の職員のこの間の延長

線かなというふうに受け取ったようでございますので、大変申しわけない限りであります。先生の意味をちゃんと確認できていなかったということ、改めて調べたいというふうに思います。(発言する者あり)

○渡辺委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○渡辺委員長 速記を起してください。

塩崎厚生労働大臣。

○塩崎国務大臣 ひとつ整理させていただくと、前回の先生との、三月二十日の厚生労働委員会での議論の際には、厚生労働省の職員の議論をさせていただきました。

今回のことについて、今お話がありましたように、「GPIFのガバナンスについて」という中で、「職員の株、投資信託運用禁止について」と書いてあるので、これを私どもがちゃんと答えられなかったという先ほどの話は、私が申しわけないというふうに思います。

ただ、今改めて確認をしましたけれども、さっき申し上げたように、職員の株についてはGPIFは禁止をされています、取引が。しかし、投資信託はされていません。そのことは確認をしておりました。改めてそれを申し上げたいと思います。

ただ、それについて今後どうするかというのは、GPIFの方に考えてもらわなきゃいけないことなので、それについてこれからどうするかはGPIFが決まなければならないことだということに思います。

○岡本(充)委員 いやいや、大臣、そのときにも話したと思います。要するに、株を、そのままどこに投資するというのがGPIFは決めているわけじゃない、日経平均株価に対しての影響があるんじゃないんですかという話をしたと思いますけれども、覚えてみえると思います。

そういう意味で、これはそのときにも話題になっっているんですよ、投資信託の話。投資信託だけ抜けているのを、これはどうするんですかとい

う話のその後の進捗を聞いているわけでありまして、これはどう見たって厚生労働省の職員についてじゃないんです。「GPIFのガバナンスについて」と書いて、そこに「職員」と聞いているから、これはGPIFの職員だっけ誰が見てもわかる話なんです。

これを厚生労働省の職員だと勘違いしたというのは、私はあり得ない話だと思うし、委員会での答弁をきちんとつづけていないのであれば、これは大きな問題だと思いますよ。大変重要なガバナンスの話なんです。もう一度きちんと答弁してもらわないと、残念ながら、これで終局というのはどうかと思っています。

委員長、もう一回整理してください。

○渡辺委員長 それでは、もう一度答弁をお願いします。

○塩崎国務大臣 今申し上げたように、GPIFの職員は、株の取引は禁止をされているけれども、投資信託については禁止をされていないという状況でございます。

○岡本(充)委員 だから、それは今言ったように、例えば日経平均に連動する投資信託がありましますよ、ポートフォリオを上げた日経平均が上がるが見込まれますよ、これはインサイダーでできるじゃないですかという話をした。これは問題じゃないか、これをどうするんだということがそのときの議論ですよ。それをどうするか、今後の方針を示してもらわなきゃ、それは話にならないということです。

○塩崎国務大臣 先生今おっしゃっているのは、GPIFの中の情報を使った場合の話はされているということなので、そういうことであれば、これは、GPIF法の中の第十三条で、「管理運用法人の役員若しくは職員又はこれらの職に就いた者は、管理運用業務に係る職務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない」と。

盗用してはならないということになっていますから、当然、それは、悪用したらだめに決まっ

いるので、一般的に職員が投資信託をやつてはいけないうところについては定めがないといふことを申し上げておきます。

○岡本(充)委員 だから、それが利益につながりませんか、利益につながる可能性があるんだから、下下に冠を正さずじやないですかという話をしたじやないですか。

○塩崎国務大臣 それは、職員全般にそういう規律を課すかどうかというのは、これは大いに議論があるところだと思ひます。ですから、例えば事務の女性にまでそれを課すかどうかということまでもあるわけでありまして、いろいろな、総務の人もおられますから、そういうことをどうするかということ。

つまり、はつきりしていることは、今申し上げたように、知り得た情報を盗用して運用したりすれば、それは当然、法律違反になるということでありま。

○岡本(充)委員 そのリスクがあるならば、では、何で株だけ禁止して、投資信託は残しているんですか。これはおかしいですよ。

やはり、大臣、申しわけないけれども、きちつと事務方から話があつていないのじやないかと私は本当に危惧するわけでありま。

これは繰り返して事務方とは議論をしています。おかしいんじゃないかという趣旨も私は説明をしているつもりです。

今改めて説明をしたとおり、では、株だけ何で禁止するんですか。おかしいじやないですか。だつたら、同じ盗用してはならないだつたら、株もいじやないですか、やつたら。そうじやないんですよ。やはりそこは問題があるから、そこを修正する道のりを見せてくれと言つているんです。

○塩崎国務大臣 それは私も禁止するわけにはいかなないので、GPIFがみずから決めなければいけないことだと思ひます。

○岡本(充)委員 それは、厚生労働大臣として、そのようなスタンスでいいんですか、本当に。先

ほどの株の運用の話も、最後は私のところに来ると言つたじやないですか。最後は私のところに来るんですよ。大臣ですよ、やはり。

大臣、ここでやはり方針を出すべきじやないですか。どうですか。

○塩崎国務大臣 独立行政法人というのは、何でもかんでも、箸の上げおろしまで指図をできるといふことにはなつていません。先生御存じのとおりだと思ひます。ですから、これはあくまでもGPIF自身がみずから決めることだと私は思ひま。

○岡本(充)委員 大臣、これは本当にガバナンスの結構重要なポイントだと思ひますよ。これは、本当にこれで、投資信託を制限しないでいいと大臣はお考えなのか。塩崎厚生労働大臣としてどうですか。

○塩崎国務大臣 それを言い出すと、為替もありますし、いろいろなものがあるわけでありま。それから、それについてどうするかは、やはり一義的には、独任制である独法の理事長がみずから決めなければいけないことだと思ひます。

○岡本(充)委員 大臣、もう時間になつたやうです。私、これだけ時計がとまる話になつたといふこと自体、この問題はいろいろな問題をはらんでいると思ひますよ。

それで、繰り返しになります。私は、本当に塩崎大臣はある意味リーダーシップを発揮して省内改革をやるんじゃないかと期待をしているからこそ、こういうお願いをしているんです。そういう意味で、やはり今の役所の中の風土として、大臣にそういう情報があつたら、厚生と労働の、さまざまなそれぞれの縦割り、厚生と労働のそれぞれの主張があつたり、さらには、今の話で、役所の人たちはそうやうて言つてしょう。大臣の見解を示して、こういうリーダーシップでやつていくんだという姿勢をやはり示してもらわないと私はいけないと思ひます。

そういう意味で、きょうは大臣とさしてやりた

かつたけれども、結局役所の人たちが入れるペーパーを見ながらという話になる。それは、小さな話、数字を聞くのならそうなるでしょう。でも、大きな方針の話をするときには結局役所のペーパーを読むという話は、私は残念でならない。

だからこそ、最後にこのことをもう一度、大臣の決意とGPIFのガバナンスの強化に向けた大きな方針をもう一度お話をさせていただいて、私は質問を終えたいと思ひます。お願いします。

○渡辺委員長 塩崎厚生労働大臣、簡潔にお願いいたします。

○塩崎国務大臣 私は、ペーパーをそんなにたくさん読んだつもりはきょうはございませんが……(発言する者あり)いやいや、大事なところは自分の考えを言つていま。

そういうことで、今の先生のお考えについては、独立行政法人たるGPIFに対しては、こういう強い御意見があつたということはきつちり伝えたいと思ひます。

○渡辺委員長 以上で本案に対する質疑は結局いたしました。

○渡辺委員長 これより討論に入ります。討論の申し出がありますので、順次これを許します。中島克仁君。

○中島委員 私は、民主党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案に対して、反対の立場から討論を行います。

昨年十月、塩崎厚生労働大臣は、年金積立金を運用する基本ポートフォリオを見直し、国内株式と外国株式の比率を倍増させて、それぞれ二五%に引き上げることを認可いたしました。

ローリスクの国内債券中心の運用から、リスクの高い株式の割合を急激に高める変更により、国民の財産である年金積立金が毀損しかねません。仮に大きく毀損することがあれば、国民の年金制度に対する信頼は損なわれてしまひます。

基本ポートフォリオを変更したことにより、経済状況が悪化した場合に従来よりも年金積立金が失われてしまふことは政府も認めております。

政府は、ことし一月、民主党の同僚議員の質問主意書に対して、新たな運用方針をリーマン・ショックのあつた二〇〇八年度の運用利回りに当てはめると約二十六兆二千億円の赤字になるとの答弁書を閣議決定いたしました。二〇〇八年度の実際の赤字額は約九兆三千億円で、一般の運用方針の見直しで約十七兆円も多く年金積立金が失われてしまふという驚くべき試算です。

さらに問題なのは、このようなリスクがあることを被保険者にきちんと説明していないことである。国民の貴重な財産である年金の積立金を成長戦略の延長線上で株価対策に投じ、被保険者にきちんとした説明もないままにリスクにさらすことは、断じて許すことができません。

私たちには、国民の財産を使つて株価をつり上げ、アベノミクスへの評価、さらには安倍政権の支持率を保とうと年金積立金の運用を行っていると思ひます。

塩崎厚生労働大臣は、運用の見直しとガバナンス改革は車の両輪と位置づけておられます。であれば、運用方針に見合ったGPIFのガバナンス改革を行うべきです。しかし、安倍政権はGPIFのガバナンス改革に関する新法を提出するかどうか明確にしておらず、ガバナンス改革が行われるめどは立つておりません。

また、本法案に規定されている理事の追加、法律上の主たる事務所の所在地の変更という改正項目は、ガバナンス改革とはほど遠い内容で、びぼう策にすぎません。

よつて、本法案には断固反対です。最後に、国民の生活の糧である年金を守るためには、被保険者の利益、確実性を考慮し、年金積立金の株式運用倍増をやめ、堅実で最善の運用を目指すべきであることを強く訴え、私の反対討論を終ります。(拍手)

○渡辺委員長 次に、浦野靖人君。
○浦野委員 私は、維新の党を代表して、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案に反対する立場から討論を行います。

政府は、本法案の提案の理由を、厚生労働省所管の独立行政法人について、組織や業務の見直しを進めるための基本的な方針に基づいて、法人の統合や役員数の変更等の所要の措置を講ずるためとしています。

しかしながら、その内容は、独立行政法人の単なる数合わせ、看板のかけかえ等、小手先の対応に終始していると批判されかねない点が含まれています。

具体的に申し述べます。

まず、独立行政法人労働者健康福祉機構と独立行政法人労働安全衛生総合研究所の統合についてであります。

政府は、統合の目的を、労働者健康福祉機構の運営する労災病院の臨床研究や医療提供の機能と、労働安全衛生総合研究所の高度な基礎研究、応用研究機能とを有機的に統合し、労働災害に係る予防、治療、職場復帰支援を総合的に展開することであると説明をしています。

しかし、どのように政策実施機能の強化を図るのか、統合後の事業計画についての具体的な方針が不明確です。そもそも、研究成果を臨床に活用することは統合を行わなくてもできることであり、統合によりどのように業務の効率化、円滑化が図られるのかを明示する必要があります。

また、労働者健康福祉機構の平成二十五年度の繰越欠損金は、優に四百億を超える状況にあります。経営や財務面でかかる問題が指摘されているならば、多額の繰越欠損金を生じた経営責任を明らかにすることが先決ではありませんか。

本法案により、二法人を統合し、名称を改めたとしても、これまでの経営責任を免れるようなことはあってはならないことです。

単年度でも、平成二十五年度の経常損益は、収

益が費用を二十五億円下回り、臨時損失を加えると当期総損失は四十億円にも上っています。地道な経営努力による財務体質の改善は焦眉の急です。

今回の統合によって、職員の配置をどのように見直すのか、事務所の移転、統合等による経費削減効果が見込まれるのかなどについて、具体策が提示されていないことは大きな問題です。

本法案では、これまで国の委託事業として実施されていた日本バイオアクセス研究センター事業が法人の業務に追加されることになっています。

行政活動のスリム化を目的の一つとしているはずの独立行政法人の組織が肥大化しかねない内容を含むことは、改革に逆行するものではないでしょうか。

統合後の組織の業務の拡大に伴って、個々の事業の必要性や費用対効果をどのように見直すのか、その判断基準すら何ら示されておられません。

法人の統合に当たっては、政策実施機能の強化や組織運営の効率化のための計画を先に検討した上で統合の是非を判断するのが本来あるべき姿であり、平成二十五年十二月に閣議決定された独立行政法人改革等に関する基本的な方針に基づくものであるとして両法人を統合することは、本末転倒であると言わざるを得ません。

次に、年金積立金管理運用独立行政法人、いわゆるGPIFについてであります。

塩崎厚生労働大臣は、就任以前より、ガバナンス強化と基本ポートフォリオの見直しは車の両輪であるとたびたび発言しています。

両輪の一つである資産運用の基本ポートフォリオの見直しについては、昨年十月に先行して行われ、国内株式の運用比率を二二%から二五%に引き上げることとされました。

そこで、本法案により追加される理事を含め、GPIFのガバナンスを強化することが求められております。公務員出身者が理事に任命され、新たな天下りポストなどとの批判を受けることがないよう、適切な人事管理を求めます。

以上、本法案には、その趣旨に理解できる部分もありますが、一部に不十分な内容が含まれており、総合的に判断した結果、維新の党としては反対せざるを得ないことを申し述べ、本法案に対する反対討論といたします。

ありがとうございました。（拍手）

○渡辺委員長 次に、堀内昭文君。

○堀内委員 私は、日本共産党を代表して、議題となっており独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案に反対の討論を行います。

本法案に反対する第一の理由は、労働安全衛生総合研究所と労働者健康福祉機構が、統合を機に、より一層の合理化、効率化を迫られることです。

昨年改定した独立行政法人通則法は、事業の廃止縮小に向けた制度強化となるものです。労働者健康福祉機構の中期目標は、労働安全衛生総合研究所との統合メリットの発揮を強調し、事務事業の見直しを打ち出しています。

今回の改革は、両法人の自主性を制約し、職場における労働安全、健康確保に資する基礎研究、労災疾病に対する高度専門医療等、それぞれに担う役割の発揮を困難にしかねません。

重大労災事故が高どまりし、長時間過密労働による精神疾患を含む健康障害、過労死、過労自殺は一向に減らず、化学物質の暴露によるがんの発生など、労働者の健康をめぐる状況は深刻であり、二つの法人の機能を一層拡充することこそ必要です。

第二に、勤労者退職金共済制度について、リスク管理体制強化といえながら、資産運用に関する権限を集中することになっている点です。運用の基本方針の審議も、運用業務の事後評価も、大臣が任命した資産運用委員会が担うことになりましたが、積み立てる側の労使から人選や決定に異議を申し立てる仕組みがありません。

勤労者退職金共済制度は、中小企業のための国の退職金制度であり、リスクの高い投機的な運用

がされることがあつてはならず、これを回避するための仕組みがないと言わざるを得ません。

第三に、年金積立金管理運用独立行政法人に新たに積立金運用の専門理事を配置することは、高リスクの投機的な株式運用を進めるための体制整備そのものです。

同法人の中期計画は、積立金運用について、株式比率を倍加することを掲げていますが、年金積立金は国民が払った保険料が原資です。損失が出れば、そのツケは年金削減や保険料の引き上げとなつて国民に押しつけられることは避けられず、安定運用の原則を棚上げすることは許されません。

以上、反対の理由を述べ、討論とします。（拍手）

○渡辺委員長 以上で討論は終局いたしました。

○渡辺委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○渡辺委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十分散会